

予算特別委員会会議録（３）（令和５年４定）			
日 時	令和５年１２月１５日（金）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時５７分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	横尾委員長、高橋副委員長、小貫・平戸・橋本・松岩・佐藤・小池・ 中村（誠吾）各委員		
説 明 員	総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・福祉保険・ こども未来・建設・教育各部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、松岩委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。新井田委員が橋本委員に、酒井委員が小貫委員に、白濱委員が平戸委員に、中鉢委員が松岩委員に、中村吉宏委員が佐藤委員に、下兼委員が中村誠吾委員に、中村岩雄委員が小池委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

みらい。

○平戸委員

◎基金について

それでは、私から、基金について質問していきます。

まず、奨学資金基金についてです。

現在の本基金を使った奨学金については、高校生に対して返済の必要のない奨学金として1人年額5万円を支給しています。答弁にもあったように、過去には奨学金を貸し付けていた時期があったものの、現在では返済の必要のない給付型へと形が変化していったようです。

代表質問で、本基金の積立て状況について伺いました。その中で、基金の積立ては、寄附及び積立金利子収入のほか、貸し付けていた時期の返済金で成り立っているとの答弁でした。

この貸付けをした奨学金について、まだ返済が続いているのであれば年間幾ら返済されているのか、今後の返済についていつまで続く予定なのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

奨学資金基金の貸付けの返済額の残金ですが、令和4年度末で約444万円となっております。令和4年度の返済額は44万8,200円でありました。貸付金は今後も御返済いただく予定となっております。

○平戸委員

次に、寄附の状況についてです。

過去5年度分の寄附状況の御答弁の中で平成30年度が145万円、令和元年度が155万円、令和2年度が88万円、令和3年度が156万5,000円、令和4年度については1,235万円とのことでした。

令和4年度のみ1,235万円とほかの年度に比べて非常に大きい寄附額となりましたが、その要因についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和4年度は大口で1,000万円の寄附がありまして、例年に比べて寄附額が多くなっているというところ です。

○平戸委員

令和4年度の1,000万円の寄附というのは珍しいというか、毎年あるものではないということは理解しております。これまでの基金残高の推移をみてみしても、1年間で1,000万円以上の寄附をいただいている年もありました。こういう寄附額の年によった大小には規則性があるのかかもしれないと思い、一応、私も調べてみましたが残念ながら規則性は見つけられませんでした。やはり寄附額を予測するというのは非常に困難なことですし、予測しようとするのがそもそもの間違いではないかと感じました。

私は代表質問の中で、基金残高に応じて給付額や給付人数を見直す必要があると申し上げました。給付については、答弁において毎年70人で年間350万円が基金から支給されているとのことです。過去5年間では、毎年の寄附額は150万円程度で推移しており、基金残高は毎年200万円程度減少しているとありました。言い換えると、毎年200万円程度の減少を見込むものの、数年に一度の大口の寄附によって安定的に奨学金の給付が続けられているということとも言い換えられるかと思います。数年に一度あるか分からない大口の寄附ありきで奨学金制度を維持していくことは、決して安定的とは言えない状況だと思います。

以上を含めまして、基金の残高に応じて給付額や給付人数を見直す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

現時点では同基金の残高に応じて給付額や給付人数を見直すことは難しいものと考えておりますが、今後、同基金の残高によっては給付額等の見直しが必要な時期が来ることも予想されますので、その際は給付額や給付人数を検討していかなければならないと考えております。

○平戸委員

今の御答弁としては、現段階では必要性を感じていらっしゃるということで、よろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

現時点では残高もございますので、今すぐということではございませんけれども、今、委員がおっしゃられたとおり200万円ずつの減少というところがありますので、今後は給付人数や給付額を検討していかなければならない時期も来るというふうに考えております。

○平戸委員

大口の寄附、令和4年度で1,000万円というものがありませんでしたが、寄附の額は予想できないものであり、今後もし1億円だとか、全く額が違うものが来る可能性もあるので、今後の見直しはそのときに必要になってくるのかと思います。

続いて、交通災害遺児奨学資金基金に移ります。

こちらでも代表質問において、積立額が大きくなり過ぎてしていると指摘しました。こちらに関しては全国的に交通事故が減少しており、給付対象と給付額が少なくなっているために、給付額などを見直す必要性を認識していると答弁していただきました。改善に向けて一歩前進できたのかと感じています。

もし私が給付額を決める立場だったら、なるべく基金残高が動かないような額、寄附と給付とんとんくらいを目指して設定するのではないかと思います。ですが、定期的な見直し、例えば5年に1度見直しをするなどということを前提に考えていくと、次の見直しの際の基金残高によって、もし著しく減った場合には一度、給付額を増やしても今の基準程度に戻そうとか、さらに給付額を増やそうという定期的に見直し、変更を見据えて給付額を決めていくこともすごく有用かと思うのですが、定期的な見直しを前提に考えるべきと考えられますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

当該基金の見直しを行った際に、決定した後に見直しをしないということではなく、その後も給付額や寄附の残高を考慮しながら、さらに見直すべき時期が来ることもあるというふうに考えております。

○平戸委員

では定期的にというか、何年に1度というよりは必要なタイミングが来たら見直しをするという認識でしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

○平戸委員

給付額の見直しということになるわけですが、過去5年の寄附総額は約395万円に対して給付総額は95万円。つまり5年間で約300万円、基金残高が大きくなったことになります。もし現状の給付額を倍にする、高校入学前に遺児

となった場合は30万円、入学後は10万円とした場合については過去5年間の給付は190万円となっていたことになり
ますので、まだ倍にしても給付額が寄附額より200万円ほど大きくなってしまいます。幾らにすれば給付と寄附の均
衡が取れるのか、私が計算してみたら大体、現状の給付額の4倍にすると均衡が取れることになりそうです。

ですが、4倍となると最大で高校入学時に60万円支給することになります。60万円支給をしたとしても、まだ令
和4年度末残高で3,500万円あったものが維持される可能性も高いですし、それらを踏まえたと、給付額だけでは
なく給付対象についても見直しが必要であると思います。

代表質問では、病気や自死によって遺児となった方への給付はできないかと聞いたところ、これまでの寄附者の
意向に沿わないので給付対象とすることは難しいと御答弁をいただき、その点については理解いたしました。

寄附者の御意向である交通災害で遺児となった方を支援したいとの思いを尊重することに異論は私はありませ
ん。ですが、条例の目的で、高校生のみを対象として給付していることについては議論が必要かと思います。高校
進学時と大学進学時では、一般的に大学進学時のほうがお金がかかりますので、より金銭的支援が必要なタイミン
グかと思われます。

そこで質問です。

給付対象に大学生を加えることについては、寄附者の交通災害遺児を支援したいという意向に沿っていると考え
てよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

給付対象に大学生を加えることにつきましては、同基金を見直しする中で大学生に対する他の奨学金であるとか、
他都市の状況を含めて研究してまいりたいというふうに考えております。

○平戸委員

これからしっかり検討していただきたいと思います。

それに対象の拡大には条例の改正も必要になってくると思いますので、寄附していただいた方の交通災害遺児を
支援、応援したいという思いにしっかり応えるためにも、今後、給付額はもちろんですが給付の対象拡大について
も前向きに検討していただきたいと思います。

続いて、個人の名前が冠された基金に移ります。

こちらで代表質問の中で、この個人の名前が冠された基金があまり活用されておらず、寄附者の意向、期待に応
えられていないのではないかと質問しました。質問時間にも限りがあるため、気になる基金はすぐいろいろある
のですが、今回は社会福祉事業の運用資金とするためとされている三つの基金について質問します。

まず、この基金は実際、何にこれまで使われてきたのか。社会福祉事業に使われることは分かっていますが、具
体的な例があればお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

まず、冠名のついた社会福祉事業資金基金は、田中政雄・のぶ社会福祉事業資金基金と荒木社会福祉事業資金基
金、水谷スミ社会福祉事業資金基金と三つございますけれども、これらの基金につきましては、過去も含めてでご
ざいますけれども、まず、障害児・障害者の海浜休憩所の利用助成、次に、在宅寝たきり高齢者等理美容サービス、
あと、高齢者スポーツ広場などの事業に充てさせていただいております。

○平戸委員

その事業が行われたというのは、大体、何年前とか分かったりしますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今申し上げた事業につきましては、私の手元で持っている資料によりますと、少なくとも20年以上前から事業の
一部に充てさせていただいているものでございます。

一つ、先ほどの高齢者スポーツ広場事業につきましては、平成17年度をもちまして事業は終了してございます。

○平戸委員

では、その個人の名前が冠された三つの基金について、令和4年度末でのそれぞれの基金残高をお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

三つの基金の令和4年度末残高でございます。

まず、田中政雄・のぶ社会福祉事業資金基金が1,006万1,287円、荒木社会福祉事業資金基金につきましては5,000万円、水谷スミ社会福祉事業資金基金につきましては4,646万7,096円でございます。

○平戸委員

私が確認できた平成13年度末の残高状況と20年程度ほとんど変わっていないと、先ほど答弁にもありました20年、数十年前に基金が使われていたけれども、それ以降は使われていないというようなことだと思います。

次に、これらの基金の設置時期についてお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

設置時期でございますが、田中政雄・のぶ社会福祉事業資金基金が昭和61年度、荒木社会福祉事業資金基金が昭和63年度、水谷スミ社会福祉事業資金基金につきましては平成元年度でございます。

○平戸委員

昭和の終わりから平成の初めということで、今の金利状況とは本当に大きく違うのだろうということが予想できると思います。

これらの基金の運用方法については、基金の目的にも社会福祉事業の運用資金とするためとあるように、基金そのものは使用せずに運用益のみを使う、いわゆる果実運用型基金となっているようです。この運用方法は、寄附者の意向によるものと考えてよろしいですか。

また、寄附者の意向については、設置時以降で再度確認したことはございますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

まず、一部確認できていない部分もございますが、運用の実績などから寄附者の御意向で、委員のおっしゃった果実運用型、利益を使って運用するような形をやっているものと認識してございます。

あと、低金利になって約20年になりますけれども、その間に寄附者などには再度意向を確認したという記録は残ってございませんでした。

○平戸委員

やはり、寄附者の意向については、少しもたどれないぐらい前の意向だということが分かりました。

答弁においては、基金の運用については銀行の定期預金を使って、利率は0.002%とのことでした。設置されたときに比べて、恐らくですが利率は1,000分の1以下になっているような状況なのかと推察されます。私は0.002%という超低金利での運用を続けることは、寄附者の意向に沿っているとは必ずしも言えないと考えています。

答弁では、今後、基金の運用について見直しをする際には、寄附者の意向を再度確認するとのことでありました。また、寄附者が亡くなられている場合には、法定相続人に意向を確認するとありました。

三つの基金のそれぞれの寄附者については、御存命であれば連絡が取れる状況にあるのか、もし亡くなれている場合には、法定相続人と連絡が取れる状況にあるのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

この3基金とも寄附いただいた方、あるいは御存命ではなくて法定相続人ということになりますけれども、現状、連絡先等を把握できていない状況でございます。

○平戸委員

現状で連絡が取れないということで、そうすると寄附者に、亡くなれている場合は法定相続人に意向を確認するというのが、現段階においては少し難しいことなのかなと思います。

それで、たとえ寄附時の意向で果実運用型基金となっても、それは寄附当時には最適な運用とその寄附者の方も納得されてそうされていたのかもしれませんが。ですが、今のこの金利状態とかを伝えた場合には、意向が変わる可能性が大いにあると思います。

もし連絡先がこれから見つかって連絡を取れるようになった場合については、すぐ意向について改めて確認するお考えはありますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

寄附を頂いた当時と比べまして、低金利の状態が長年続いておりまして、頂いた基金の有効活用ができていないと言いきれない状況だと認識してございます。

今後につきましては、庁内議論なども必要になるのかもしれませんが、元金の取崩しを含めた運用方法の見直しを寄附者、あるいは法定相続人に確認してまいりたいと、そういう動きはしていきたいと考えてございます。

○平戸委員

私も心配しているのが、先ほどありました御本人や法定相続人と、御本人は少し難しいかもしれませんが、いざ連絡を取ろうとしたときに年月がたち過ぎて住所も電話番号も変わってしまって連絡が取れない、もしくは法定相続人を探すことすら、すごく時間も、労力もかかってしまうということがあると思います。

また世代についても、現在でも寄附された方の子供世代なのか、孫の世代なのかというのもどんどん変わってきますし、時間がたてばたつほどさらに難しくなることが予想されるので、いつかはきっと手をつけなければいけないことだと思うので、早めの前向きな対処をお願いして私からの質問は終わりたいと思います。

○小池委員

◎銭函地域のまちづくりと人口減少対策について

まず、銭函地域のまちづくりと人口減少対策について質問させていただき、初めの質問ですが、このまちに地域に何が必要で何が足りないかをしっかり把握し、地域住民と行政がより一層連携してまちづくりを推進していただきたいと考えますが、市の見解をお示しくださいという質問の答弁ですが、少しまとめますが、この答弁では、銭函地域は本市の中で数少ない人口が社会増となっている地域で、策定中の小樽市立地適正化計画において居住誘導区域として指定する方向で検討しておりとお答えいただきました。

まず、居住誘導区域とは何か。また、その区域の範囲は銭函地域全体なのか、それとも桂岡町や張碓町など単体を想定しているのか、考え方についてお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長

まず、居住誘導区域とはですけれども、人口減少の中にあっても人口密度を維持することによりまして、生活サービスやコミュニティーが持続的に確保されるように長時間かけて緩やかに居住を誘導していく区域として法で定める区域のことであります。

具体的には、現在の市街化区域から一定程度、区域を絞り込んで設定し、長時間かけて緩やかに居住を誘導する区域となります。

続きまして、区域、銭函全体を設定しているのか、一部だけを設定しているのかでございますけれども、現在、学識経験者や市民などから成る小樽市立地適正化計画策定委員会において検討中の段階であり、まだ定まっておらず現時点では具体的にお示しすることはできませんが、現在の検討状況につきましては、法令によりまして住宅の建築が制限されている工業専用地域、そういうところは居住から除外はされていきますけれども、銭函地域につきましては、絞り込みは一定程度行いますが、法で定める居住誘導区域、それと法ではなく任意で小樽市独自に定める居住の誘導する区域、そこを含めまして広く張碓町からほしみ駅周辺までを居住を誘導する区域として指定する方向で、今、議論していただいている最中でございます。

○小池委員

これからということなので、期待しております。

次に、同じ質問の答弁では、小樽市人口ビジョンにおきましても札幌市手稲区、西区への転出を抑制することが課題で、銭函地域のまちづくりは本市の重要な課題と認識し、人口戦略調整会議で庁内議論が開始したところであり、今後も地域の皆さんと連携を図り取組を進めてまいりたいと考えておりますという、とても前向きな御答弁をいただきまして、銭函地域に目を向けていただいたことに本当に感謝しております。

人口戦略調整会議に関しては、これまでの議会答弁でも何度も出てきているのですが、改めてどのような会議なのか、詳しくお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

人口減少は本市の最重要課題であることから、組織の縦割りを排除し、全部局の職員が一体となって戦略的な人口対策に取り組み、体系的な施策を推進するため、令和4年9月に人口戦略推進本部を設置し、その調整機関として人口戦略調整会議があります。

この人口戦略調整会議では、各担当部局から人口対策として有効と考えられる施策を募り、議論を行っております。

○小池委員

現在まで人口戦略調整会議ではどのような議論をされてきたのか、経過をお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

子育て支援策を中心に、人口対策として有効と考えられる施策の検討を進めております。

○小池委員

また、その議論されたことがどのようにまちづくりの施策に反映されているのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

来年度に向けましては、こども医療費助成の高校生までの拡大や放課後児童クラブ利用手数料の無償化などに検討内容が反映されております。

○小池委員

今回の答弁では、人口戦略調整会議で、公共交通の利便性向上や住宅用地の確保などを議論されているとのことですが、この二つ以外にどのようなことが議論されているのでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

銭函地域の人口対策といたしまして、まずは公共交通の利便性向上と住宅用地の確保について、庁内議論を開始したところであります。

今後は、本会議での市長答弁にもありましたとおり、銭函地域の人口対策として、どのような機能が必要かなどの議論を想定しております。

○小池委員

公共交通の利便性向上とありますが、この利便性向上というのは銭函地域内での利便性の向上なのか、それとも生活圏でもある札幌市や、また市内に行くための利便性の向上なのか、どちらなのかをお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

銭函地域内の交通便利性、それと銭函地域から小樽駅前や札幌市内への交通便利性の向上について検討することとしております。

○小池委員

ということは、どちらも検討しているということでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

どちらについても検討する予定としております。

○小池委員

そのように銭函地域は進めていただいていると思うのですが、全体の中身の考え方としては、本市の地域を分けて議論されているということでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

銭函地域につきましては、本市の中で数少ない人口が社会増となっていることから、人口対策として庁内議論を始めたところであります。まずは銭函地域のまちづくりについて、人口戦略調整会議で検討を進めてまいりたいと考えております。

○小池委員

議案第9号では、総合政策部の新設が出されておりますが、人口戦略調整会議との関係性はどのように変わるのか、それともそのままなのか、どのように想定されているのか、お聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

総合政策部が創設されましても、会議の庶務は引き続き企画政策室で行うこととなります。

○小池委員

以前、私も本会議でいろいろ質問させていただいた中で、答弁で若手職員による戦略グループをつくるという答弁があったのですが、そのグループと総合政策部の関係性についてはどういう関係を想定されているのか。

また、若手職員の戦略グループは、いつ頃から始まるのか、お聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

若手職員の戦略的な組織につきましても、先ほどの人口戦略調整会議と同じく、庶務は引き続き企画政策室で行うこととなります。

それと、いつできるのかということでございますが、昨年度と今年度につきましては人口戦略推進本部や人口戦略調整会議において、早期に着手が可能な事業の検討に優先的に取り組んだことから組織の設置が遅れております。人口対策を進める上で、若手職員による分野横断的な政策検討を行う場は必要と考えておりますので、できるだけ早期に設置できるよう取組を進めております。

○小池委員

今後、銭函地域に関して、まずは庁内議論が始まったということで、私としても本当にうれしいことでありますし、地域の課題や特徴、住んでいる方の要望や不満を私もできるだけ議員として把握して、人口対策、まちづくりにおいて協力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎潮見台公園について

次に、潮見台公園について質問いたします。

潮見台公園はドッグランができる公園とお聞きしておりますが、設置された経緯についてお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

ドッグランが設置された経緯といたしましては、ドッグランの設置につきましては平成15年から21年にかけて、市民からの設置要望を受けまして平成22年に試験的に潮見台公園に設置したものであります。

なお、設置場所につきましては、住宅などから離れており、公園内にドッグランを設置可能な広さが確保できることから、潮見台公園を選定したところでございます。

○小池委員

また、潮見台公園はどのようなふう維持管理されているのか、予算を含めてお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

潮見台公園の維持管理につきましては、定期的な草刈りなどは行っておりませんが、倒木や枯れた木の処理などの維持管理は行っているところでございます。

なお、予算につきましては、通常の維持管理の予算の範囲内で行っているところでございます。

○小池委員

潮見台公園について、ほかの公園との位置づけはどのようなになっているのか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

公園の位置づけにつきましては、都市公園法に基づく近隣公園として位置づけられています。

○小池委員

先ほどの答弁の中で、平成15年から21年の要望からの22年に試験的に始まったというふうに言っていたのですが、それがもう今は試験的ではないということですか。

○(建設)公園緑地課長

現在も試験的な設置という状況でございます。

○小池委員

その試験的なものは終わることはあるのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

現在のドッグランは試験的な設置という位置づけでございますが、今後、常設に向けての検討が必要であると考えております。

○小池委員

私も市民の方からお話を聞いて、その方は小型犬を飼っているのですが、市内にはドッグランが何か所かあるのですが、大型犬も同じスペースを利用することが多くて、小型犬を飼っている飼い主からしたら、少し怖くて利用しづらいと。潮見台公園を利用させていただいたのですが、公園までの道路が舗装されていなかったことや山の中にあるので熊や蛇が出そうで怖いという意見もありました。

近所の公園などで利用できる場所があればいいなという意見もありましたけれども、そもそも行政がどこまで関わる問題なのか、私としても少し分からないところもあるのですが、市としてはどのような見解なのか。また、道路の舗装、熊や蛇の対策は何かされているのか、お聞きいたします。

○(建設)公園緑地課長

初めに、ドッグラン設置についての市の見解につきましては、市民ニーズを踏まえてのドッグラン設置であることや設置により飼い主のマナー向上や市民の交流の場として期待できるものと考えております。

次に、公園内の施設の修繕や蛇や熊の対策につきましては、まず施設の修繕につきましては、状況に応じた管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、蛇などの小動物につきましては、通報がございましたら看板の設置などによる注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

最後に、熊につきましては、目撃情報が寄せられた場合につきましては、関係課と情報を共有し、注意喚起をするなどの対策を行ってまいりたいと考えております。

○小池委員

一般的にドッグランでの課題としては、ふんの後始末の問題などの衛生面の課題や飼い主同士が上手に付き合せて、犬同士も仲よくできなければいけないだろう。飼い主の基本的なマナーの問題などもあるとされていますが、これまで潮見台公園ではどのような課題、また、対応されているのか、お示しください。

○(建設)公園緑地課長

ふんの始末や犬同士のけんかなどにつきましては、基本的には利用者のマナーにおいて解決すべき問題と考えておりますが、公園緑地課では、汚物やごみなどの持ち帰りについてなどの注意事項を記した看板を潮見台公園内に設置しております。

○小池委員

ペットも今は家族の一員として考えられる方もいることから、市民の方が利用しやすいドッグランも必要と考えますが、先ほど申した、ふんの後始末やマナーなど運営することで多くの課題があるのは承知しておりますし、また、市民の方から御意見があったのですが、あまり利用されていない公園を愛護会などの力を借りてドッグランができる公園にするということは可能なのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

一般的に公園内にドッグランを設置することは可能ですが、潮見台公園につきましては住宅などから離れており、公園内にドッグランを設置可能な広さが確保できることからドッグランとして選定したところでございます。

しかしながら、公園は不特定多数の方々を利用する施設であり、ドッグランとして利用するためには公園内に広い面積が必要となることや犬の鳴き声や臭いが生ずることのほか、他の公園利用者や付近住民の理解を得なければならないことなど、これらの課題を解決しなければならないものと考えております。

○小池委員

なかなか簡単にいくものではないと思うのですが、少しずつ市民の方々の声を聞いてできること、ほかの公園でやるとなかなか難しいかもしれませんが、私もいろいろ少し調べていきたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○橋本委員

◎防災行動計画について

最初に、防災行動計画について伺います。

先日、私自身が地元町内会でありました防災訓練と防災講習会に参加いたしました。災害対策室による防災講話を初めて聞かせていただき、大変分かりやすく防災への知見を得ることができました。

小樽市のホームページを見ますと、災害対策室から市内中学校や町内会などへ出向き、防災訓練や防災講話などの地域防災活動への支援をしている様子が令和元年度から紹介されております。

このように災害対策室として、市民へ向けた防災訓練、防災講話などをした回数や参加者の延べ人数などが分かれば、どれぐらいでしょうか。令和元年度からホームページには出ていましたので、令和元年度からお示してください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

令和元年度から総務部災害対策室で支援を行った防災訓練や防災講話等の実施状況ですが、実施回数は38回。詳細な人数が不明なものを除いた参加人数は2,300人となっております。

○橋本委員

では、そのうち学生に向けたものはどれぐらいありますか。こちらも同様にお示してください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

学生対象のものは、同じく14回、約1,800名と承知しております。

○橋本委員

次に、災害対策室で防災講話など依頼があった場合は積極的に対応しているということなのですが、逆に積極的に啓発活動というのは行っていますでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

小樽市として行っている積極的な啓発活動についてであります。まず小樽市総連合町会が参加する各種の会議等に際し、防災に関する啓発活動の概要を説明し、協力を依頼しております。

また、学校等に対しては教育委員会が実施をする教職員向けの研修に際し、本市の防災施策の概要を説明するとともに、各学校等が行う防災訓練等に対する支援について説明し、協力を依頼しております。

さらに、市民に対する周知としては、広報おたるに年3回程度の特集記事を掲載するとともに、防災啓発チラシを全戸配布、月1回のFMおたるでの訓練放送を行うことで防災に関する内容の周知を図っております。

○橋本委員

いろいろ取り組んでいただいているのが分かりました。

先日、市の職員向けの防災訓練、避難所運営の訓練も見学させていただきました。防災行動の要であります自主防災組織に関して、自助・共助・公助のうちの自助が7割、共助が2割というふうに自助と共助の比重というのが非常に大きいのだということの説明を受けまして、私も本当にこれは自身に必要性がすごい高いのだというふうに強く感じました。

令和4年度末の時点で、自主防災組織が9団体結成しており、市内の活動カバー率が25.6%で共助に関する考え方の浸透がまだまだされていない状況ですというふうにホームページには書かれておりました。

この共助の考え方が浸透しない理由や原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

小樽市で自主防災組織の結成が浸透していない理由についてですが、1番目に過去80年間、大きな災害がなく、市民の防災意識があまり高くないこと。

二つ目として、高齢化率が約42%ということで高く、町内会活動の担い手不足が深刻であることの要因があるものと考えております。

○橋本委員

私の所属している町内会も当然ながら高齢化で成り手不足ということは大きな課題で、私が参加した訓練後も質疑応答の中でもその問題は寄せられておりました。

そういった中で、いかにその防災意識を高めていくかということはどうしたらいいのかと個人的にも考えていたのですが、自分や家族の命は自分が守るという、まず、自助の意識の高揚がなければ共助、また、自主防災組織の結成には結びつかないのかと思ひまして、そこで、この自助への意識の高揚について、何か御意見があればお聞かせください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

委員おっしゃいますように、防災のためには自助・共助・公助の連携が必要であり、特に発災当初においては、自助と共助の果たす役割が重要です。

このうち、共助の意識を高めるためには、委員がおっしゃいますように、まずは自分や自分の命は自分たちで守る。そのために備えるという自助の意識を高めることが必要であるという認識をしております。

○橋本委員

先ほどお伺いして、市民への啓発活動というのは活発にやられているということでしたけれども、今後これ以外

に自助の意識を高めるために、何か予定しているほかの方法などがありましたら御説明ください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

次年度に向けて現在検討中ではありますが、ここではまだお話しできませんが、今後さらにいろいろな施策を考えたいというふうに思っております。

○橋本委員

またほかの方法も考えながら、自助に関して市民が意識できるような取組をさらに期待しております。

熊本県でマイタイムライン作成支援動画というのを配信しているのですが、これはどういったものなのか説明してください。

○（総務）災害対策室長

御質問の動画の件ですけれども、熊本県では知事公室危機管理防災課が担当となりまして、大雨や台風などの自然災害から自分を守るための防災行動計画として、「くまもとマイタイムライン」作成支援動画を作成して、現在、熊本県のホームページで公開しております。

令和2年7月豪雨災害の被害の教訓から作成に至ったものというふうに推測されますが、動画では、熊本県のキャラクターくまモンと熊本県益城町の女性防災士2名の方が、マイタイムラインの必要性や作成に必要な防災情報、それから、ハザードマップ等を分かりやすく解説しておりまして、一般市民にとっても興味を持って見られ理解が深まる内容に仕上がっているというふうには感じております。

○橋本委員

私も見させていただいたのですけれども、説明している女性2人がまだ学生の姉妹で、ただ、被災したことで防災士の資格を取った姉妹ということで、またリアリティーもあって、すごくよい動画というふうに思いました。

御存じのように熊本県では2016年の熊本地震、また2017年、2020年の豪雨による洪水など大きな災害が九州地方は大変に多いので、恐らく小樽市民よりは、住民の防災意識がはるかに高いのであろうというふうに想像はするのですけれども、そのような中でも、個別避難計画をつくるには、そういった防災意識が高い市民に対しても、自治体による啓発というのがやはり、必要なかというふうに見て思いました。

マイタイムラインについての必要性、作成することで得られる効果についてお考えがあればお示してください。

○（総務）災害対策室北出主幹

マイタイムラインは住民一人一人の家族構成に合わせて、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列的に整理した自分自身の防災計画になります。

マイタイムラインの作成は事前に避難行動を整理することができるため、国が進める逃げ遅れゼロにつながる取組の一つとして有効な手段であると考えております。

○橋本委員

国土交通省では、マイタイムラインの検討という中で、ハザードマップ等も用いて居住地など、自ら関係するリスクやニュース防災情報をまず知ることから始まりますし、避難行動に向けた課題にそれぞれが気づくということ促して、どのように行動するかを考える場面を創出する。これがマイタイムラインを作成する過程で重要で、例えば、ほかの方との意見交換をしながらつくることができれば、自分が気づかないところにも気づきがあったり、そういうことが考えられるということで、市民それぞれが自分にとって必要な防災行動が取れるようなものをつくっていくことができれば、それぞれの防災意識を高めることにつながるかというふうに思います。

北海道でも各地で工夫を凝らしたマイタイムライン作成を実施しているところがありまして、その中で小学校の防災教育の中でマイタイムラインを作成している標茶町や幌延町、北見市などの事例もあります。

市内に防災講演を受けている中学校が何校かありますということで先ほどお話ありましたので、例えば、そういった防災講話に併せてマイタイムラインをつくることができないかというふうにも思いました。

また、東京都荒川区では、区立の中学校全校に防災部というのがあり、部活動として防災を学びながら、また地域の高齢者の方などつながりを持ち、共助の一端を担っているということもあります。今すぐく、いろいろな意味で中学生への期待というのが、いろいろな方面で高まっているなというふうに思います。

お聞きしますが、本市でも中学生が、先ほど申し上げましたが防災講話を受けたときにマイタイムラインの作成体験など、簡単なものでも構わないのですけれども、できないか考えていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

防災講話などを通じ、マイタイムラインを作成することはできないかとの御質問ですが、平時に災害対策室で行っている防災講話では、自宅での備えとしてチェック用紙を作成し、自宅にある備蓄品などを確認してもらうシートを配布し、災害時に備えてもらうように意識づけを行っているところであります。

学校などの防災講話は授業の一環で行われることが多く、時間的制約がある中での開催になるため、時間が許されれば、作成についての支援も可能と考えております。

○橋本委員

今の取組の中では、すぐには少し難しい部分もあるのかというふうには伺いました。

今、小樽市の公式LINEアカウントで防災に関しての発信もしています。LINEで発信している内容をお示しくください。

○（総務）災害対策室北出主幹

現状では、気象庁のものをLINEで流している形になります。

○橋本委員

本市でも9月12日の大雨による崖崩れが、これは私の住んでいる町内会で起こったのですが、市内の土砂災害ハザードマップ、土砂災害警戒区域をこれで確認することができるかと思うのですが、今、公式LINEでは道路の穴ですとか、道路・除雪通報サービスというのがリンクで貼られています。

そういったサービスがあるということなのですが、例えば、崖や斜面の異常の通報をLINEとか、ホームページから市民が通報するようなサービスというものを実際にやっている自治体があるのですが、本市でも将来的にこういったことができないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

LINEではありませんが、ヤフー株式会社とは災害に係る情報発信等に関する協定を締結しておりまして、Yahoo!防災速報アプリをダウンロードしたユーザー向けになりますが、情報の多重化ということで、災害の発生のおそれ、または災害発生時に避難指示、避難所開設などの災害関連情報を発信するサービスはございます。

今年度作成した防災啓発チラシでもQRコードを掲載するなど周知していますので、利用が広まることを期待しております。

○橋本委員

質問は以上なのですが、いろいろな質問をしましたが、もう少しいろいろな工夫を凝らしながら、市民に対して自助の高揚というのを促進していただきたいと。

また、災害の経験の少ない本市において、私自身もいろいろなアイデアを出し合いながら、共に取り組んでいきたいと思っております。

◎ヤングケアラーについて

続きまして、ヤングケアラーに関して質問いたします。

今定例会一般質問で質問させていただきましたが、もう少し詳しく掘り下げてお聞きします。

現在こども家庭庁などで公表しておりますヤングケアラーの実態調査の結果の最新情報を、調査した年、小学校、

中学校、高校、大学まで恐らく出ていると思うので、該当者率でお示ください。

○(こども未来) こども家庭課長

ヤングケアラーの全国的な実態調査でございますが、令和2年度に中学校2年生、それから全日制高校に在籍する高校2年生を対象といたしまして、また、令和3年度に小学校6年生、大学3年生を対象として実施されております。

世話をしている家族がいると回答した割合につきましては、小学校6年生で6.5%、中学校2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生では6.2%となっております。

○橋本委員

では、札幌市で独自に調査した結果も出ていますが、こちらは中学校と高校だけだと思うのですが、こちらも同様にお示ください。

○(こども未来) こども家庭課長

札幌市では、令和3年度に中学生と高校生を対象としまして実施されておりました、お世話をしている家族がいると回答した割合につきましては、中学生が4.3%、高校生が4.1%となっております。

○橋本委員

大体同じようなパーセンテージだというのは理解できました。

一般質問で今回、小樽市独自の調査をする必要性に関してお考えをお伺いして、その御答弁では国や北海道、札幌市のそういったアンケート調査にあまり大きなばらつきがないということで、本市においてもヤングケアラーとして捉えられる児童が一定数いるだろうという推測はしております。

アンケート調査は、ヤングケアラーへの認識を広める効果があるものの個々のケースの把握ができないという問題点があるというふうに御答弁いただきました。そのため、個々の案件に丁寧に適宜、支援をいち早くつなげるような取組をしているということでした。

この答弁の中にある認識を広める効果は、誰に対しての効果と言えますでしょうか。

○(こども未来) こども家庭課長

こちらのヤングケアラーに関する調査を実施することによりまして、主にアンケートの対象者となる子供自身、また、その周囲の大人のヤングケアラーに対する認識が広まるものと考えてございます。

○橋本委員

次に、小樽市における現段階でのヤングケアラーに対する支援体制も一般質問でお聞きしまして、そのときの御答弁では、市内の学校や福祉・介護関係者が把握した情報を本市のこども未来部こども家庭課に設置しているヤングケアラー支援対応窓口において集約し、適宜対応しているということでした。

これまで本市において、対応窓口を設置する以前からか以後からか、ヤングケアラーとして支援につなげた、また、ヤングケアラーとして把握した人数、また、把握するに至った、どのようなことがきっかけで見つかったのか、支援につなげていけば、どのような支援につなげたのかということをお示ください。

○(こども未来) こども家庭課長

ヤングケアラーの支援対応窓口としまして、現在、支援が必要なヤングケアラーとしまして把握しているケースは4ケースございます。

主に、医療機関や福祉・介護事業所、もしくは学校等の関係機関からの連絡によりまして把握に至っておりまして、関係機関等での情報共有を行うほか、適宜見守りの支援を継続しながら、必要なサービスの勧奨等の支援を実施しているところでございます。

○橋本委員

実際に把握しているケースが4ケースあるということが分かり、市内にもヤングケアラーがいるということが確

認できました。

教職員の方や市庁舎内でも研修などを通して連絡票が作成されまして、連絡票を作ることでスムーズに支援につながる取組をしているということでした。

また、児童への啓発の情報の更新などもお伺いしたいのですが、御答弁では、児童・生徒用の啓発資料に相談窓口を追記したり、最新の情報が掲載されている児童・生徒向けヤングケアラーハンドブックに、二次元コード、QRコードを周知したところとありますという御答弁もありました。

この児童・生徒用啓発資料やヤングケアラーハンドブックというのはどういうものなのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

児童・生徒用の啓発資料につきましては、道教委が児童・生徒がヤングケアラーについて理解を深め、自分がヤングケアラーかもしれないと気づいたときに相談できる窓口について周知する内容となっております。

今年4月にはそれまでの電話、メールやSNSの相談窓口のほかにLINEを利用した相談窓口が追記されております。

また、児童・生徒向けヤングケアラーハンドブックにつきましては、北海道の保健福祉部がヤングケアラーの理解を深めるとともに、相談窓口を紹介することなどを目的に児童・生徒向けの電子ハンドブックを作成しております。

二次元コードは北海道の保健福祉部のホームページにリンクされており、小学生向けと中高生向けのヤングケアラーハンドブックを閲覧することができるようになっております。

○橋本委員

啓発資料に記載した相談窓口というのがどこなのか、また、ヤングケアラーのハンドブックにある二次元コード、今伺ったところだと、まず、そこのヤングケアラーハンドブックのサイトに行ってということでしたけれども、このヤングケアラーハンドブックにある二次元コードというのがあるかと思うのですが、そのQRコードを読み取るとどこのサイトにつながるのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

ヤングケアラーハンドブックにつきましては、窓口は北海道の保健福祉部になっており、そちらからヤングケアラーハンドブックのページにリンクされるようになっております。

○橋本委員

ヤングケアラーハンドブックというのは、実際に何か冊子があるわけではなくてということが分かりました。私は何か冊子のようなものが配られているのかと思って、そこに二次元コードがついているのかというふうに思ったのですが、そういうことだということで理解しました。

私も一般質問のときにも申し上げたのですが、当会派の松田前議員がヤングケアラーについて初めて質問したのが令和3年第3回定例会から、2年が過ぎました。その間、一般質問の中でも確認した認識と取組により、実際に把握につなげたケースもあるということから、迫市長の公約のヤングケアラーを確かな支援につなげる体制の整備は、前進はしているというふうには確認できました。

しかし、実態調査がなされていない状況で、本当に全てのヤングケアラーの支援につなげることができるのかというのは、まだ少し疑問に感じるところです。

小樽市のホームページでヤングケアラーと検索しますと、ケアラー全体に関したページにまず行くのです。このページでは、どのような情報を得ることができますでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

本市のホームページにつきましては、ケアラーに関する情報と併せまして、リーフレットの掲載や相談内容等に応じた本市の相談窓口、あと、国や北海道のヤングケアラーに関する専門相談窓口についての情報を掲載している

ところでございます。

○橋本委員

今ホームページを見ますと高齢者介護、障害者介護、子育てについて、生活の困り事、これは、たるさばだと思うのですが、そういったものの連絡先、電話番号などが貼られていて、ヤングケアラーに関して特別な支援先というのは、はっきり言って分からない状態です。

相談窓口がこども未来部にあるのであれば、そこに直接相談ができるのであれば、そこをきちんと明記すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

現在、相談内容等に応じた相談窓口については記載しておりますけれども、当然こども家庭課に設置しております支援対応窓口においても、ヤングケアラーの当事者からの直接の相談にも対応することになっておりますので、記載の内容を検討してまいりたいと思います。

○橋本委員

子供自体が小樽市のホームページにアクセスするかというのは少し疑問もあるのですが、いろいろな形を用意して、周りの大人からの情報だけではなくて、本人が相談したいと思ったときに匿名で声を拾い上げるような状態に市でもやはりもっていくべきかと思います。

◎市のホームページについて

最後に、広報の在り方、ホームページについて少しだけお聞きします。

まず、私は今回で定例会は3度目になります。定例会で質問していくたびにホームページの内容が古い情報のまま更新されていないことをそのたび見つけて、毎回お伝えして訂正してもらっています。今のようケアラーの場合のように、そういった正しい情報も載せていただけるようお願いした経緯もあります。例えば、子宮頸がんワクチンについて、狂犬病の予防接種について、男女共同参画について、これに関しては内容を訂正していただきました。

ホームページの各ページの管理について、誰が、どのようにしているかお示してください。また、それは情報の更新も含まれていますでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

ホームページの管理につきましては、全体の管理運営は広報広聴課が担っておりますが、各ページの更新ですとか、新しいページの作成等につきましては、所管課が行っている状況です。

○橋本委員

定期的なチェックのルールなどは設けていますでしょうか。

また、これまで市民の方から誤りを指摘されるようなことはありましたでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

統一的なルールにつきましては、実は設けておりませんで、情報更新の時期ですとか、チェックについても各所管課に任せている状況であります。

それから、市民の方から誤りを指摘されたかということにつきましては、広報広聴課にもリンク切れですとか、情報に誤りがあるという御意見をいただいたこともありますし、各所管にもそのような連絡が直接行っているのではないかと推察されるところであります。

○橋本委員

当会派の横尾議員も令和4年第1回定例会で、広報全般に関して伝えるから伝わる情報発信という質問をしています。広報おたるがたくさんの方に手を取ってもらって読んでもらうには、デザイン性ですとか、内容の刷新といったことも必要な要素ですということで、情報は伝わらなければ伝えていることにならないという、工夫が必要だ

ということで質問しております。

しかし、それ以前に、伝えているはずの情報に誤りがあるというのは本末転倒でして、今回ホームページに関してはデザイン性とか、使いやすさ、ほかにも課題はたくさんあるかとは思いますが、まずホームページが1階の窓口、そういった窓口同様に市民へのサービスという認識を職員がしっかり持つということがまず肝腎かというふうに考えました。

それに関して何かお考えがあればお示してください。最後に、今後、対策として、考えられることがあれば、併せてお示してください。

○(総務)広報広聴課長

委員のおっしゃるとおり、ホームページの情報というのは大変大事なものであると思っておりますし、現状としては、新しい事業の始まりですとか、市民に周知しなければいけないようなことがある場合にはホームページを作成するのですけれども、例えば、その後の管理の意識が薄くなったりするということがあるのは事実だと思っております。ホームページにつきましては、重要な市民サービスだということで、こちら意識することが大切だと思っております。

今後の対策につきましては、実際のところ人の目で見えていかないと掲載されている情報が最新のもののなかどうかというのは確認が取れないということなのですけれども、全てを広報広聴課だけでチェックをしていくということは現実としては難しいので、例えば、定期的に全庁的に職員がチェックする期間、チェック週間とかを設けるなど、改めてホームページの情報を確認するように、全庁的に周知するといった職員への意識の浸透を今後も図ってまいりたいと思っております。

○橋本委員

ぜひ頑張ってください、1人の議員が1ページずつ訂正するのはかなり大変な作業だと思いますので、サービスだという認識で取り組んでいただけたらと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時34分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○中村(誠吾)委員

◎ガントリークレーンの故障対応について

小樽市の予算関係についてなのですが、本日はさきの第3回定例会でも我が会派の面野議員が質問した関連もあるのですが、港湾整備事業特別会計の管理経費にあります、ガントリークレーンの故障対応について質問させていただきます。

本件は、本年6月21日の月例検査において不具合が発見されまして、港湾荷役への支障を最低限に抑えるために迅速に港湾室の説明員の皆さん、クレーンの手配や応急対応をされたということで大変御苦労さまでした。

そして、パネルでしたか、平成30年以前の故障対応も覚えています。そして、港湾室においても取り得る対応を

取っていただいたものと捉えておりますが、平成15年に設置された機械ですので、毎月の検査や年次の検査をしっかり行っていたとしても、不具合が生じることは仕方がないことではあると思います。

そうはいつても小樽港の物流の一躍を担う定期コンテナ航路の維持及び支障させずに発展させることは、港湾としての多様性を堅持する上でも必要であると考えておりますので、今後の維持補修についての考え方も含めて、以降、質問させていただきたいのです。

最初の質問なのですが、まずは、過去5年間の小樽港のコンテナ貨物量の推移についてお知らせください。

○(産業港湾) 港湾振興課長

御質問のありました過去5年間のコンテナの貨物量につきまして御説明させていただきます。

港湾の統計につきましては、暦年ベースで行っておりますので、こちらでお答えさせていただきます。

平成30年はガントリークレーンの故障、こちらはこの年もありまして、その影響もありまして貨物量が14万6,423トン、令和元年が17万6,615トン、令和2年が15万9,725トン、令和3年が14万9,688トン、令和4年が15万773トンとなっております。

○中村(誠吾) 委員

思ったよりもというか、顕著、堅持しているわけです。増減がそんなにあるわけではないのだという数値的なものがまず分かりました。

それで、道内におけるコンテナ貨物量もいろいろなニュースを聞くと減少傾向にあるということも聞くのですけれども、小樽港においても同様の傾向にあるかと思って聞いたのです。

それで、先ほど平成30年にもガントリークレーンが故障して、取扱い貨物量が一時的に減ったとの話があったのですけれども、以前の話で申し訳ないのですけれども、当時の故障内容とその改善に向けた対応はどうしてしましたか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

平成30年の多目的荷役機、いわゆるガントリークレーンですけれども、その故障内容につきましては当該機械の動作ですとか、制御に関わる主要な電気装置であるインバーターが老朽化により故障したものでございます。

また、改善に向けた対応につきましては、機械維持のため主に電気設備や一部の機械設備等について、令和元年度と令和2年度の2か年で予防保全として改修工事の実施と予備品を確保したほか、今後の故障時におけるバックアップとして移動式クレーンによる代替機で対応が可能となりますよう、コンテナつり金具でありますスプレッダを購入したものでございます。

○中村(誠吾) 委員

当時、故障に対する対応として製造に時間のかかる主な電装品の交換及び備品のストックのほか、ガントリークレーンでの作業停止によって、スプレッダとは代替手段としてなのです。それとバックアップ体制など可能な取組を積極的に進められたことは理解しました。

それで、前回の補正ですが、ガントリークレーンの故障による緊急対応に係る経費が計上されておりました。概要については私が冒頭でお話ししたとおりだと思うのですけれども、改めまして、今回の故障の経緯及び緊急対応内容について、もう少し詳しく説明してくれませんか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

6月21日に発見されました故障の経緯につきましては、例年実施しております多目的荷役機械点検保守業務の6月月例の検査におきまして、横行緊張装置用レバーと横行緊張装置用シリンダーの接続部にピンの異常を確認したため、多目的荷役機械による荷役を中止し、急遽手配した移動式クレーンとスプレッダを利用して荷役作業を行ったものでございます。

また、緊急対応としましては、ピンからブッシュだとかの部品の破損ですとか、横行緊張装置用レバーピン穴に

亀裂を確認したことから、仮設部品による交換や溶接により応急修繕を行いまして、7月6日から多目的荷役機械による荷役作業を再開するまでの2回の荷役作業を移動式クレーンにて対応したところでございます。

○中村（誠吾）委員

今回、横行緊張装置と呼ばれる部品のピンに異常が生じたとのこと。そのときに港湾室の担当者にも聞きましたけれども、メンテナンスを行っている業者やメーカー等に問い合わせても、あまり故障になったというケースは聞いていないという箇所だったのです。私たちも素人なので初めて聞いた話でした。機械ですから製造から一定年数を経過すれば当然、経年劣化が生じるものなので、車と同様に定期的なメンテナンスや部品交換というのは必要です。

それで、車であれば車検や12か月点検など法令に基づく整備というものがありますが、このガントリークレーンについても法令の検査などはあるのでしょうか。

法令検査対応があれば、その内容や法令とは別に、さらに検査などを行っているのであれば、それについても検査内容等をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

クレーンの検査につきましては、労働安全衛生法の規定に基づきますクレーン等安全規則におきまして、自主検査による1年に1回の年次検査、それと月に1回の月例検査のほか、登録制の検査機関によります2年未満の性能検査についての記載がございます。

規則の中では、年次検査や月例検査等について、実施義務やその時期、荷重試験、記録の保存について記載されているものの、検査方法ですとか、判定基準等についての定めがないため、建設時にメーカーから示されました点検要領や他港の検査内容を考慮して、月例及び年次の自主検査を実施しているところでございます。

月例の検査内容につきましては、走行装置や巻き上げ装置などの機械設備や制御盤や変圧器、安全装置などの電気設備について実施してございます。

また、年次の検査、これは例年9月末を実施しているのですけれども、これにつきましては月例の検査で実施している機械設備や各種装置について、より詳細な検査項目により実施しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

専門家ではないので聞いても詳しいところは分からないけれども、検査内容については分かりました。

ちなみにですけれども、道内の他の港でも同様にガントリークレーンは所有しているのですけれども、それらの港と比較して、検査内容等に違いはあるのですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

道内全ての港湾につきまして詳細に確認しているところではございませんけれども、レール式などの構造的な違いからくる検査項目に若干の違いはあるものの、機械設備や電気設備などの検査内容に大きな違いはないものと考えております。

○中村（誠吾）委員

基本的に必要な検査というのは、他の港と同様に対応されていることが分かりました。

それで、ほかの港と同様に検査を重ねている機械ではありますが、先ほど言いましたとおり、機械ですから、いつ故障するのかは誰も分かりません。それで、そうなるとガントリークレーンを2台体制にするという選択肢もあるのですけれども、イニシャルコストが大きくかかることや、現在のコンテナヤードの拡張及び、レール方式もあるけれども地耐力ということを聞きました、地面が軟らかかったらどうにもならないので。その地耐力の向上のための整備のほか、ガントリークレーンを見ていくと、現在は神原汽船株式会社がサービスの週2便への増便のほか、新たな航路の誘致など多くの課題があるわけです。

それで、現状では今後とも現在の荷役機械の延命化を図らざるを得ないし、いつ不具合が生じても荷役への影響

を最小限にするためのバックアップ体制の確保と、一定年数を超えたわけですから機械部品の定期的な交換などの予防保全的な対応が必要であると感じております。

質問ですけれども、港湾室として今後のバックアップ体制の確保と予防保全的な修繕についての考え方をお示しください。

○（産業港湾）港湾整備課長

故障への対応ですけれども、まず平成30年度に故障の原因となりました主要部品であります電装品や故障が予想される部品などにつきましては、予備品を確保しているほか、今回のように破損が想定できなかった箇所でも対応できない場合のバックアップ体制として現在行っている方法のとおり、コンテナのつり金具でありますスプレッドと移動式クレーンによる荷役作業を行うことで対応してまいりたいと考えてございます。

しかしながら、修繕が完了するまでの期間が長引く場合につきましては、石狩湾新港の協力を得られることが前提でございますけれども、石狩湾新港と小樽港の相互協力に関する覚書に基づきまして、石狩湾新港で荷役作業を行っていただくことも選択肢の一つと考えてございます。

また、今回の破損状況を踏まえまして、設置当時から未交換となっている類似部品等の交換について検討を進めまして、優先順位を踏まえながら、さらなる予防保全的な修繕を検討してまいりたいと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

現在、本市として進められている第3号ふ頭及び周辺再開発事業も、まちづくりの観点からも必要な事業として理解しております。そして、港湾施設の老朽化が進む中で、確かに財源などの問題はあります。しかし、今回の荷役機械も含めまして、岸壁や上屋などの港湾本来の施設整備にもしっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

それで、老朽化が進む港湾施設についての整備の考え方についてお知らせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

本市の港湾施設の多くが老朽化が進んでいる状況にあります。これまで修繕等により対応してきたところでございますけれども、今後も施設の老朽度ですとか、重要度、緊急性を踏まえるとともに利用者からの意見、要望を伺いながら、国の交付金の活用も含めまして効果的な整備に努め、機能の保全を図ってまいりたいと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

港湾施設の整備については、一般的に大きな事業費がかかるのです。それで、整備するまでの年数も一定程度かかるのは理解できます。しかし、どうしてこのようにお金がかかるけれどもと言ったのかといいますと、歴史のある小樽港、日本海側の主要な位置を占める小樽港です、世界に開かれた港なのです。そして、何よりも、そこに荷役業者の皆さんや運輸流通の皆さんも、そこで働いて生活を営んでいらっしゃるわけです。だから、どうしてそこにそんなにお金をかけるのかではなくて、市民生活を守る、小樽市の経済を守る、働く人たちの職場を守っていくということからも含めて、お金がかかることは仕方ありません、私はそう思っています。

そういうことも含めて、関係事業者からの御意見もこれからしっかり酌み取っていただきながら、必要な施策の検討をよろしく願いしまして、私の質問を終わります。

○高橋委員

◎幼児の体力測定について

私からは、本日は子供関連の項目について質問させていただきたいと思います。

1点目、幼児の体力測定についてです。

昨今、子供たちの運動能力が低下しているという話はよく耳にいたします。しかしながら、就学前に統一の基準

での体力測定というのは行われていないことから、全市的な定量的データというのは恐らく存在していないものと考えています。

全国的にも子供がのびのびと遊べる場というのも少なくなっている上に、その遊び場自体もかつてのような野山から舗装された地面に変わったことで、日常の中で体幹が鍛えられるという場面も失われてしまっています。転び方も上手ではないということで大きなけがにつながったりするということも言われていると承知しています。

この質問項目を通しての論旨を先に申し上げておくと、幼児期の発達を図る指針の一つとして体力測定のデータがあれば、その後の施策に活用できるのではないかとということです。

今は生涯スポーツ課で測定の機器がそろえられているというふうにも聞いたのですが、また、巡回体力テスト会というのも行われていると承知しています。これは小学生以上を対象として行われていると認識しています。

まず、全年代のトータルで体力測定用の機器について、利用状況がどうなっているのかということをお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。例えば、年間の稼働回数みたいなものが分かれば、それを用いて御説明をお願いします。

○（教育）生涯スポーツ課長

体力測定に貸し出しておりますストップウォッチや握力計などの用具の利用状況につきましては、過去3年間で令和3年度3回、令和4年度3回、令和5年度は年度途中ですが2回であります。

○高橋委員

では、まだ余裕があるということで理解いたしました、そうした設備、あるいは機器というのは幼稚園の単位でも利用されているというふうに聞くのです。

これらはどのような内容で測定が行われているのか、把握されていればお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

測定内容につきましては25メートル走、立ち幅跳び、テニスボール投げ、両足連続跳び越し、あと、腕で支える力を測ります体支持持続時間、最後に捕球の6種目を実施したとお聞きしております。

○高橋委員

それでは、その際に測定したデータというのは、当該の幼稚園だけではなくて生涯スポーツ課も持っているのでしょうか。あるいは、個人情報等も絡んでくると思いますので、これらは全て園にデータとしては渡してしまうといいですか、生涯スポーツ課ではタッチしないということになるのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

幼稚園で実施している事業ですので、生涯スポーツ課では現在データを持っておりません。

○高橋委員

そういうことになるかというのは想定していたのですけれども、もし個人情報に触れない部分でデータを御提供いただいて、それが今後、使えるとすれば有益にといいますか、何か残しておく価値というのはあるのかというふうに思うのです。

次に、今お聞きしたのは幼稚園の話だったのですけれども、本市においての保育施設に通う幼児の子供たちの体力測定は行われる機会があるのかどうかということをお示しいただけますか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育所では四、五歳の幼児に体力向上のために簡単な運動ですとか、遊びを行うことはございますけれども、先ほど例示のごさしました幼稚園のような体力測定を行う機会はございません。

○高橋委員

設置の目的等も鑑みると今御答弁いただいたことというのは、そのとおりなのかというふうにも思うのです。

ただ、他方で幼児期の体力向上の重要性に関しては様々な文献でも語られているとおりで、そもそも向上させるためには現状がどうなっているのかということ把握する必要があると思います。

市教委として、幼児の体力テストのひな形のようなものをつくって市内に広めていく、使ってもらえる状態にするということについて、どのような所感をお持ちであるか、お聞かせ願えますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市教委としましては、幼児期から運動することは必要であると考えており、就学前の子供を対象にした子ども体力向上支援事業として「遊びだョ！全員集合！！」や子ども体操教室を実施しております。

委員のおっしゃるように、幼児の体力テストを広げていくことにつきましては必要であると考えており、ひな形の作成や配布方法について、今後、検討してまいりたいと思います。

○高橋委員

前向きな御答弁いただきまして、大変ありがたく感じます。

その個人情報等にも配慮しつつ、やはりそういったデータを集めていくということも必要であると考えますし、それをやっていくことで子供たちが大人になっていく段階で施策の効果測定みたいなものにも活用できるというふうに思っていますので、ぜひ御尽力をいただければというふうに思います。

◎こども施策とこども計画について

次に、こども施策とこども計画に関してです。

こども家庭庁の創設によって国のこども施策が大きな転換点を迎えています。国を挙げて少子化対策が推進されるというふうに思いたいところではあるのですが、現実としてどうなのかという質問です。

まず、子供に関する施策の計画策定については、国のこども大綱を受けて、都道府県や市町村でこども計画が策定されるという流れであると捉えています。第3回定例会の段階では、国からの通知がまだ来ていなかったものと承知しています。この秋に閣議決定とされていたこども大綱が、いつの間にか年内の閣議決定というスケジュールに変更されたというふうに伺ったのです。

今後のスケジュールに関して、こども家庭庁などから何か説明は受けているのでしょうか。

○（こども未来）主幹

現在のところ具体の通知は来ていなくて、我々もこども家庭庁のホームページを見るなどして情報収集に努めているところです。

○高橋委員

私も探したのですが、なかなか通知というのが見つからなくて、これに関しての情報というのが速やかに来ないと、この後に響くということが次の質問なのです。

例えば、本市がこども計画をつくるとした場合を考えると、こども未来部、教育委員会、保健所、福祉保険部などが関係します。その上、北海道のものと整合性を図るなど行政機関だけでも幅広い連携が必要になると考えますし、さらにその影響というのは各家庭にも及ぶことから、スケジュールの遅れが出たことに対して懸念をしているということです。

今は、次年度の予算編成にも関わる時期に差しかかってきていますから、来年度の当初予算及び施策に与える影響などがどのような状況になっているかということをお聞かせ願えますでしょうか。

○（こども未来）主幹

現状でもこども計画が策定されていない中で、市の各計画等に基づき各年度の予算編成、事業実施をしておりますので、このたびのスケジュールの遅れに関しては、本市の次年度の施策には影響はございません。

○高橋委員

安心いたしました。

次に、国の施策の方向性として次年度にも行われると言われていたものの一つに、こども誰でも通園制度というものがあります。これは簡単に言うと保護者が就労していなくても子供を保育所に預けることができますよというものです。確かに、ゼロ、一、二歳児の保護者の中でも、地域との関わりがあまりないという状態で子育てしているというケースも少なくない、これが昨今の社会情勢であると認識しています。それを考えれば、保護者同士のつながりができたり、何かあったときに行政とつながりやすくなるということなど安心にもつながるメリットというのはあると思うのです。

ただし、これはうまく制度が運用できる場合という注釈つきになってしまう。本市でも依然として保育士が不足しているという中であるため、この制度が始まって利用が多くなればなるほど、保育士不足の状況を招くという悪いスパイラルに入ってしまうということです。

また、気軽に保育所に行くということを考えると、徒歩圏内で受入先があることが理想ではあると思うのです。ただ、現実がどうなるかというのはこれからのことであります。

こども誰でもと言いつつ地域間格差が生まれてしまった場合に不平等感を招いてしまうと思うのですが、全体的な課題の抽出など、どのように行っていくとお考えでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

まず、現時点でのこども誰でも通園制度の国から示されております概要としまして、対象が先ほどお話があったとおり、ゼロ歳6か月から3歳未満。利用方法ですけれども、曜日や時間を固定する定期利用というのと、あと、固定せずに柔軟に利用できるという自由利用というのがあります。また、実施方法につきましても、在園児と合同で保育する場合と、在園児とは別室で保育するなどのパターンが示されております。

このように利用方法や実施方法は国から示されておりますけれども、課題を抽出していくには果たしてこれらの内容が施設側で対応が可能なのかどうか、個別に施設に確認していく必要がありますし、そもそも対象年齢が入所待ち児童の多い3歳未満に設定されておりますので、現状でも受入れが難しい状況にあること。あわせて、委員もおっしゃられるとおり、慢性的な保育士不足の状況の中、この制度に対応し得る人材の確保ができるのかという課題が既にあるのではないかというふうに考えております。

○高橋委員

この制度に関しては、福岡県福岡市や宮城県仙台市でもモデルケースとして、今年度、既に始まっているものとお聞きしました。ただ、この両市は、いずれも政令指定都市であるため、保育士を比較的集めやすいとも思います。

逆に本市のような規模や都市部との距離であれば条件闘争になってしまっていて、札幌市に誘引されてしまうという懸念すらあると考えます。

そうした点からも保育士の確保策に関しては、今後、一層の推進が必要になると思いますが、新たな取組などのお考えはいかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育士の確保に関しましては、今年度から新規就労者への支援金制度を始めたばかりですので、まずはその効果などを見ていく必要がありますので、すぐに新たな取組を始めるということは現状では難しいものと考えております。

先ほどのこども誰でも通園制度への対応も考慮しますと、今年度に始めた制度の保育士養成校ですとか、保育士を目指している学生への周知にまず力を入れていながら、このほかにどのような方法があるのかを考えていきたいと思っております。

○高橋委員

国の考えるものと市の現状みたいなものにやはり、乖離があったりするわけです。こうしたことから、いろいろな課題がこの後も出てくると思いますので、引き続き御対応をお願いしたいと思ひますし、できないことはできな

いというふうにしっかり言わなければいけないかというふうにも思っております。

最後に、こども基本法に関して1点伺うのですが、こども基本法は本年4月から施行されているものです。その中で、こども施策を行う際に子供の意見を聞くことの義務が自治体にも課されるということになっているのです。この子供の意見を聞くということが、子供の意識や権利を尊重するという意味では必要かもしれないと思いますが、対象の年齢や意見の内容をどこまで拾うか、非常に曖昧であるというふうに感じています。

そこで伺いますが、子供からの意見を聞くというこの仕組みについては、それこそ総合政策部との関連も出てくると思うのです。この辺りはどのように考えているのでしょうか。

○（こども未来）主幹

今後、こども家庭庁において子供の意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるよう、子供の意見反映の必要性や重要性、また、意見聴取の際の留意点等をまとめた行政職員向けガイドラインを作成するというふうに聞いておりますので、それを踏まえまして、また他都市での取組の事例なども参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○高橋委員

最後に、質問ではありませんが、今おっしゃっていただきましたけれども、こども基本法、法制度に関してはやはり疑問符がつく部分が非常に多いというふうに感じました。仕組みづくりに当たっては他市の例も参考にというふうに御答弁いただきましたけれども、少し慎重になっていただきたいというふうにお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎介護保険のシステム改修について

最初に、補正予算の中の介護保険のシステム改修からお伺いしたいと思います。

来年度の内容が変わるということで、それに伴うシステム改修なわけですがけれども、厚生労働省は社会保障審議会の部会で利用料の2割負担の対象拡大をめぐる反対論が噴出する中で議論を打ち切りました。

具体的にこの変更内容というのは確定になっているものなのかどうか、お答えください。

○（福祉保険）介護保険課長

制度改正の内容についてですけれども、介護報酬の改定ですとか、今、委員がおっしゃった利用者負担、2割負担の範囲の見直し、第1号保険料負担の見直し、多床室の室料負担の見直しなど社会保障審議会の介護保険部会などで議論されておりますが、最終的に介護報酬改定と負担の見直しについて、併せて年末の予算編成の過程で検討することとされまして、現時点で改正内容については確定しておりません。

○小貫委員

まだ確定はされていないと。なのに部会を打ち切ってしまったという話なのです。

それで、なぜ、確定していないけれども、今定例会での予算措置ということになったのか、説明してください。

○（福祉保険）介護保険課長

制度改正につきましては、令和6年4月よりの適用が想定されております。年度当初より遅滞なく事務を進める

に当たりまして、今年度内でのシステム改修というのが必要になりますが、令和6年第1回定例会での予算措置であれば、改修にかかる作業の時間が短くなりまして支障が生じるおそれがあります。厚生労働省からも改正を見込んでシステム改修対応を図るように通知もされておりますので、今定例会での補正予算計上とさせていただいております。

○小貫委員

ただ、今、議論が決まっていないものを4月からということで、実際に従事する方が困ると思うのです。

この予算措置の後、契約というものは、すぐ行われる見込みなのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

今、国で検討をされておまして、恐らく年末から年明けには制度改正の内容が確定すると思われます。改修の内容が把握した後に契約となる見込みでして、改修の作業につきましては現時点で2月から3月にかけて行うというような想定でおります。

○小貫委員

2月から3月にかけて行うのだと。

それで先ほども申し上げたように、今、変更しようではないかと言っている一つが、利用料の2割負担という話なのですけれども、この内容を説明してください。

○（福祉保険）介護保険課長

介護保険制度での被保険者の負担割合というのは、利用料の1割というのが基本になっておりますが、平成27年8月より相対的に負担能力のある一定所得以上の方、これは単身の方で言えば合計所得金額が160万円以上かつ年金収入、その他の合計所得金額が280万円以上というものがあまして、その方について負担割合が2割とされております。国では、今この2割負担となる一定以上所得の判断基準の見直しについて検討されております。

○小貫委員

単身だと280万円以上の収入の部分を引き下げると。報道などでは一番引き下げる場合で、単身者で年収190万円以上と言われています。

この場合、市内で利用料が増加する人というのはどのぐらいになるのか、推計はしていますでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

令和5年4月1日現在で要介護認定をお持ちの方で推計しておまして、今、委員のおっしゃった仮定された負担範囲の変更がなされた場合ですと、約170の方が1割負担から2割負担になると見込まれています。

○小貫委員

介護が必要な方というのは、やはり、いろいろお金がかかってくるし、ただでさえ物価高、しかも年金も大して上がらないと。国がしてくれるのは少し忘れた頃に支持率が下がった頃にやってくる給付金と。こういう中で、一番多いケースですけれども、170の方が負担になるのだと。

もう一つ、先ほど答弁にあった多床室の問題ですけれども、介護老人保健施設や介護医療院の多床室について、まず、現状と議論されている変更内容について説明してください。

○（福祉保険）介護保険課長

介護保険の施設サービスに要する費用のうち、特別養護老人ホームや老健施設、介護療養型医療施設などにおいては居住費につきましては、平成17年10月から在宅サービスとの公平性を保つというような観点で保険給付の対象外とされております。

居住環境の違いに応じまして、個室につきましては光熱水費と室料、お部屋代です。多床室については光熱水費が利用者負担となっております。

この後、平成27年度から特別養護老人ホームにつきましては、ついの住みかとして事実上、生活の場として利用

者が選択されているというようなことから、在宅の方との負担均衡を図るために一定の所得以上の方の多床室のお部屋代については利用者負担となっております。

こうした経緯から、在宅と施設の負担公平性ということを踏まえまして、この老健施設や介護医療院などの多床室の部屋代につきまして利用者負担とするかの検討がされております。

○小貫委員

今、どんどん負担を増やしてきたという流れの中で、ここまでも含めて、今まで光熱水費だけの負担だったのが、室料まで取るようにするのだというお話です。本当にやっと入ったところで、また負担が増えると。

このように負担が開始された場合に、実際にそこに居住されている方はどの程度の負担になるのか、お答えください。

○（福祉保険）介護保険課長

各施設での居住費というのは料金設定が異なっておりまして、全ての施設において把握していないものですから、どのくらいの負担になるかという程度についてはお答えすることができません。

○小貫委員

お答えはできないけれども、それなりの負担になるというのは明らかです。

先日の決算特別委員会でも、実際に施設に入っている方の食費の引上げの話もしましたが、本当にどんどん負担というのが重くのしかかっていると思います。

その一方で、実際に介護に従事されている方がほかの産業と比べて低い賃金で働いて頑張っているわけですが、今、政府で検討している介護従事者への賃上げの内容について説明してください。

○（福祉保険）介護保険課長

国において、令和6年度からの介護報酬改定の中で基本報酬の増額の改定ですとか、現在三つあります介護職員の処遇改善のための加算の一本化などというものが検討されているほか、今年11月29日に成立しました国の令和5年度の補正予算で来年2月から介護職員処遇改善支援事業としまして、介護職員を対象にした賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提としまして、常勤換算で職員1人当たり月額平均6,000円の賃上げ相当の措置というのをを行う予定となっております。

○小貫委員

まず、三つの部分を一本化する。ただ、これも決算特別委員会で聞いたときは、それぞれの処遇改善の適用を受けている事業所の数が異なりました。ということは、この一本化になることでどれか一つでも受けていた、もしくは二つ受けられていたところの事業所が受けられなくなるとか、金額が減ってしまうというおそれというのはないということでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

現在の三つの処遇改善加算なのですが、それぞれに取得要件が設定されておりまして、それを一本化するに当たりまして、国はその条件設定を整理して四つの段階で評価をするような検討案を今、出しております。

三つの加算を一本化するというのは、事業所の負担軽減と加算の取得率向上というのがメインになりますので、従前の3本立てのものに比べまして事業所で、より加算が取得しやすくなるのではないかと考えております。

○小貫委員

本当に3本の申請をするぐらいだったら1本で済むほうが簡単なのですが、やはり不安なのは、今まで受けられていた事業所は本当に全部受けることができるのかと、ここが明確な答弁が少し今分からなかったのもので、そこは具体的に示されていないということでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

この一本化につきましても、厚生労働省で今、案として出されているものになりまして、内容としてまだ確定は

しておりませんので、先ほどのようなお答えをさせていただいております。

ただ、目的としては加算率向上というもの、負担軽減で3本の申請をするより1本でということにより簡素化されますので、取得率の一定の確保はされるものと思っております。

○小貫委員

ただ、そこを分かっているけれどもシステム改修が行われるのです。

それで、先ほど賃上げの話で、取りあえず2月からの分は6,000円という話がありましたけれども、この辺もどういう報酬にしていけるのかというところは、まだこれからの議論になっているとは思っています。ただ6,000円にしても、先ほど言ったような、ほかの産業との賃金格差を解消するには、やはり桁が足りないというか、報酬を引き上げるだけ引き上げるとそれは全部、今度、保険料などにかかってきますから、その分きちんと国の負担を増やしてやっていくべきではないかと。

今、小樽市の場合は高齢人口が4割を超えていますから、介護労働者というのがもう必要不可欠な存在です。ところが賃金が安い、事業所の運営がやっていけないと。やはり、そこがネックなわけですが、こういったことに市として何か対策が取れないのかと思うのですが、これについていかがでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

介護サービス事業所の運営というのは人件費も含めまして、今、公定価格であります介護報酬によって賄われることになりますので、運営に対する直接の対策というのが少し難しいと考えております。

ただ、人材確保ですとか事業所の生産性の向上の観点から国や道と連携しまして情報提供だったり、介護事業所の負担軽減や介護の質の向上といったものに関する介護職員向けの研修会の開催などを、間接的にはなりますが支援というのは現在、行っております。これについては、今後も継続していきたいと思っております。

○小貫委員

間接的な支援ということで、何か直接的な支援が今後は必要になってくるのではないかというふうに思います。

◎議案第10号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について

次に、議案第10号に行きたいと思います。

特別職の関係ですが、今まで独自削減してきた経過があるのですが、これについて説明してください。

○（総務）職員課長

特別職の報酬等の独自削減の経過ということでございましたけれども、本俸と期末手当の削減をやっておりまして。

まず、本俸につきましては、平成9年度から当時3%の削減というところで始まりまして、いわゆる三位一体改革で財政状況が一層厳しさを増したという平成15年、16年頃から削減率の拡大をいたしまして、平成19年8月から市長で30%、副市長で18%、教育長で13%削減というふうにしたのが一番大きな削減をしたときということになっております。

それが続きまして、平成26年度から回復しまして市長が15%といった形で削減率を半分にしたという形になっておりまして、それが続いて平成30年11月から市長は25%削減、年明けの1月から副市長15%、教育長10%ということで再び削減が拡大しておりまして、それが今も続いているという状況でございます。

それから、期末手当の月数については、平成20年度から初めて独自削減で月数を落とすということで、本則よりも1か月削減で3.5月ということで削減いたしまして、それがしばらく続きまして平成22年度から一部回復し、3.5月から3.65月ということで一部回復をしております。

平成23年度からは独自削減が一時的になしということになりまして、その後しばらく据え置いたのですが、平成26年度の人事院勧告を受けまして27年度から4.1月に引き上げし、それ以降は一般職が4.2月から4.5月の範囲で増減はしたのですが、4.1月ということで据え置いて、これが独自削減という形になっておりまして、こ

れを令和5年度からは回復しまして、現在は一般職と同じ月数ということになっているところでございます。

○小貫委員

国の削減があつていろいろ苦労してきたのです。

そこで報酬等審議会との関係なのですが、審議会は平成14年度に常設となつて、その後、平成28年度にまた随時設置となつたわけですがけれども、この経過について理由について説明してください。

○（総務）職員課長

まず、平成14年度から常設になつた理由というか経過としましては、当時の資料を見ましたら、市側から報酬等審議会を常設することについての意見を聞きまして、常設化することで定期的かつ継続的に審議を行うことで、審議会のより適正な運営と時事に応じた対応が可能となるといったことが理由として挙げられておりまして、それで常設したということになっております。

28年度の途中から随時設置となりましたのが、平成17年11月に最後に開催して以降、給料等の独自削減を実施していたということから報酬の増減がなかったということで、実態として開催しておりませんでした。その実態として開催していないこと、道内の主要市においても報酬等審議会を常設しているところ、随時設置しているところが半々というような状況であること、そういうふうの実態として開催をされていない中で、常設することで各選出母体に2年ごとに推薦などの御面倒な手続をおかけするということなどから、必要の都度、随時設置すると改めたということになっております。

○小貫委員

そして、今、常設となる前の平成13年度にも審議会を開いていまして、議題は議員報酬の改定でしたけれども、このときは期末手当についてどうするかということで審議会から御意見をいただいています。どのような意見だったのでしょうか。

○（総務）職員課長

期末手当に関してということで、このときに議員の方々の期末手当は3年連続職員に準じて削減されていたという状況を受けて、その期末手当を減じるということについてどうかという意見を聴いてほしいと、議会側からそういうような意見というか、意向があつたというふう聞いております。

それを受けまして、このときには審議会を常設化するというのと、期末手当の月数について正式に諮問事項に加えるかどうかということについて、審議会に意見をお聞きいたしました。その結果、先ほど申し上げたように常設化すべきということと、期末手当につきましては報酬と性質が違ふということで諮問事項とはしない。ただ、意見は聴くのが適当であるというような意見をいただいたというところでございます。

○小貫委員

期末手当の意見を聴くことが適当だというお話でした。

続く平成14年度にも審議会が開かれていますけれども、これはどのようなことが議題となりましたか。

○（総務）職員課長

平成14年度の審議会につきましては、この年の人事院勧告に準じて下げるということについて話し合われまして、特別職の期末手当の月数を当時4.7月だったのを4.65月に下げると、一般職も下がるということでやむを得ないというような御意見をいただいたというところでございます。

○小貫委員

このときも人事院勧告に伴う変更だったのだけれども、審議会に御意見を聴いたということだと思います。

それで平成17年度には、人事院勧告で今度4.4月から4.45月に引上げが示されたのですけれども、そのときも審議会を開催していますが、この議題と結果について説明してください。

○（総務）職員課長

平成17年度は今お話があったとおり、人事院勧告に準じて月数を4.4月から4.45月に引き上げることにについてどうかということで、議題として話合いがされたところでございます。当時、財政状況が非常に厳しくて一般職の給料の独自削減というのもありまして、この年の一般職の改定につきましても、人事院勧告どおりではなくて、その翌年度から月数を引き上げる予定というような状況であったり、市内の民間も厳しい状況であるということで、特別職の期末手当の月数の引き上げるのを反対だというような意見をいただいたところでございます。

○小貫委員

結論として、人事院勧告どおりにならなかったというのが審議会の当時の話だったわけです。

先ほど平成28年度に随時設置になったときに、17年度以降は開催していないということで、私が29年度に聞いたときもこの17年度が最後でした。

その後、この審議会というのは開かれたのでしょうか。

○（総務）職員課長

平成17年度が最後という状況で、29年度以降も開催していないという状況でございます。

○小貫委員

現状でも審議会が開かれていないと。やはり人事院勧告どおりに期末手当を引き上げる。こういう場合についても、審議会で意見を聴くかどうかという話を一度、平成13年度にした以降に、審議会で議論されているのでしょうか。それについてはいかがですか。

○（総務）職員課長

人事院勧告どおりかどうかということにかかわらず、平成13年度の議事のときに期末手当の月数について意見を聴くということになったというふうに認識しておりまして、人事院勧告どおりだとか、引き下げるとする場合も含めまして、期末手当の月数について意見を聴くというような整理だったというふうに考えてございます。

○小貫委員

期末手当についても審議会の意見を聴くというお話という整理だったと。ところが今回、議案第10号で出てきた場合に、先ほど最初に令和5年度に回復したのだと、その後の初めての人事院勧告ということになりますから、そうなってくると流れからして審議会の意見というのをやはり聴くべきだったのではないかと思います。これについていかがですか。

○（総務）職員課長

今回、聴く聴かないということの考え方というところでございますけれども、まず当時、意見を聴いていた時期というのは常設していたということはありませんけれども、平成28年度以降はまだ現在、審議会が常設をされていないということもありまして、そこから時間もかなりたっているということもありましたので、改めて期末手当の月数に関して審議会に意見を聴くのかどうかということについて検討はいたしました。特別職報酬等審議会条例がありますけれども、こちらにおける諮問事項ということでは、あくまでも議員の方の報酬、政務調査費、それから市長、副市長、教育長の給料ということで、期末手当月数は諮問事項になっていないということ。それから、道内の主要市においても同様に期末手当月数は諮問事項としておらず、また意見聴取も行っていないということ。

それから、期末手当月数については、今回もそうですけれども、人事院勧告を踏まえた職員の一般職の支給月数に準じるということでありましたので、その月数について一定の客観性とか、合理性があるだろうということ。そういったことと当時、意見を聴くということにしたときは、非常に財政状況が厳しいということで職員の給与も独自削減したり、人事院勧告どおり改定しないというような背景もあったということもありまして、今の職員の独自削減をしていないという状況も踏まえたときに、改めて当時の考え方はあったかもしれませんが、今回は意見聴取は必要ないというような考え方で進めたところでございます。

○小貫委員

庁内では意見聴取の必要がないと。ただ、先ほど他都市の事例を挙げていましたけれども、たしか北海道は期末手当も対象にしていると思うのです。

それで、人事院勧告で合理性があるという話もされていましたが、ところが、その合理性がある判断だった平成17年度には、小樽市の審議会は見送るべきだという意見をつけたわけです。

私が言いたいのは、内部で人事院勧告に従う場合は開かなくていいだろうというお話をしたということなのだと思いますけれども、しかし、今、最後に開いた審議会での確認事項は、期末手当についても審議会の意見を聴くべきだといふところで審議会を閉じているのです。ということは、審議会の意思としては、これが生きているというのが私どもの判断になります。

だから、先ほど内部で結論づけたと言うけれども、審議会の意見を聴く必要がないかどうかといふのをもう一度、審議会ですっかり確認する必要があると思うのです。それについて、今後そのような確認をするために審議会を開催するということについては考えていないのでしょうか、どうでしょうか。

○（総務）職員課長

今回は先ほど申し上げたような考え方で意見聴取はしていないということでさせていただきましたけれども、おっしゃったとおり過去に実際、期末手当月数について意見聴取したという経過があるということは確かに事実でございます。当時からかなり時間がたっていて、間が空いているということもありますけれども、今、御意見がありましたので、この期末手当について意見聴取をするかどうかということも含めまして、改めてその辺は今後、庁内で整理してみたいというふうに思っております。

○小貫委員

庁内で整理をしてみたいと言うけれども、やはり、何度も言うように審議会では意見を聴きましょうという話で終わっているのです。それを覆すのだったら、決まったところに1回戻さなければいけないというのは議論をしていく上でも大前提ではないかと私は思うのです。

やはり、庁内で議論していきたいということではなくて、もうそれは結論として次の審議会を開くように今後の審議会の在り方も含めて、審議会でご意見をいただきたいと考えているという答弁があつてしかるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○総務部長

いろいろ御指摘、御意見等もいただきましたけれども、まずその審議会の開催も含めて庁内で整理させていただきたいというふうなことで考えてございますので、よろしくお願いします。

○小貫委員

開催するわけではないと開催しないという選択肢もあると。

○総務部長

繰り返しになりますけれども、その開催をする、しないも含めて、まずは庁内で整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

市長とか議員というのは、それぞれ提案権を持っている。これがやはり手前みそであつてはいけないのです。市長は今、独自削減を本俸でやっていますから、確かに、そういう中で期末手当を人事院勧告どおりにやるという話なので、それ自体が決して不当だとは言いませんけれども、ただ、やはり、それぞれ政治家ですから、自分たちで提案することができることについては、しっかり第三者の意見を踏まえると。

第三者の意見がそこまではいいよと、市長に任せるよと、こういうお墨つきをいただけるのだったら、それはそれでやればいいのかから、そこはしっかりと、開催について検討するという今段階ではないと。私はやはり、開催

する方向で検討したいということになるのではないかと思います。いかがですか。

○総務部長

今いろいろ御意見をいただきましたので、そういったことも踏まえながら、繰り返しになりますけれども、開催も含めて、まずは整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

◎空き家の除却費助成制度について

次に、小樽市特定空家等住宅除却費助成制度について伺います。

令和4年度と令和5年度の助成状況について、件数はどうなっているのか、お答えください。

○（建設）木村主幹

補助金を交付した令和4年度と令和5年度のそれぞれの件数でございますが、令和4年度は9件、令和5年度は昨日までで5件というふうになってございます。

○小貫委員

今、助成金を交付した件数ですけれども、昨年度9件で今年度はこれまで5件とのことだったのですけれども、そのうち限度額の30万円を助成している事例がどの程度だったのか、お答えください。

○（建設）木村主幹

令和4年度は助成した9件のうち、限度額30万円を交付した件数は8件で、その割合は約89%。

5年度は助成した5件のうち、限度額30万円を交付した件数は5件で、割合は100%であります。

○小貫委員

それと同時に、助成制度に対する問合せとか相談件数について、同じく昨年度と今年度でどの程度受けているのか、お答えください。

○（建設）木村主幹

解体助成の対象となるかどうかなどの助成に関する相談につきましては、令和4年度は68件、5年度は46件であります。

○小貫委員

令和4年度だと68件の相談が来て9件だったというお話です。

それで、先ほど限度額いっぱい使っているというのが相当数、割合的にはあるということです。まず、他都市の状況ですけれども、人口10万人以上の自治体で同様の補助事業を実施しているわけですが、補助率が2分の1の自治体と小樽市と同様の3分の1の自治体についてお答えください。

○（建設）木村主幹

まず、補助率を2分の1としているのは3市ございまして、函館市、苫小牧市、北見市。補助率を3分の1としているのは本市を含めて5市ございまして、札幌市、旭川市、釧路市、江別市と小樽市でございます。

○小貫委員

補助率について今伺いましたけれども、同様に今度は限度額です。小樽市は30万円ですけれども、この30万円より多い自治体というのはどこになるのか、お答えください。

○（建設）木村主幹

本市の限度額30万円を上回る額の助成をしている自治体につきましては4市ございまして、札幌市、苫小牧市、帯広市、北見市で、いずれも助成額は50万円であります。

○小貫委員

今、他都市の状況を答えていただきましたけれども、2分の1補助するところもあるし、限度額50万円というのが4市あるというお話でした。

それで先ほどの状況を見ますと、ほとんど限度額いっぱい使っていると。要はこの30万円では足りないところだと思うのですが、補助率や限度額の引上げの検討が今必要ではないかと思うのですが、これについていかがでしょうか。

○（建設）木村主幹

先ほど解体助成の相談件数の件について御答弁させていただきましたけれども、相談自体は一定程度あるものの、補助要件に該当する危険な空き家となっていないものが相当数ある状況でございます。

一方で、助成対象となる危険な空き家については、毎年度おおよそ助成対象ということで助成できていると考えられますことから、限度額そのものが原因で解体を先送りしているという例はそれほど多くないというふうに考えており、現時点では引上げの検討は行っておりませんが、今後も引き続きニーズなどの把握に努め、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

少し残念な答弁でした。

少し話は変わって、こういった空き家、空き地の相談を受ける場合に、いろいろ相談を受けて、誰が今、所有権あるのかというところで登記簿をたどっても、所有権登記がかなり前にされたままというので困る場合があるのです。

このような所有権登記が長期に変更されていない不動産への対応というのは、今どうしているのでしょうか。

○（建設）木村主幹

所有者が亡くなり、その後、長期間名義が変更されていない、いわゆる相続登記がされていない空き家の対応についてでございますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法の第10条第1項の規定に基づいて調査を進めることになるわけでございます。

具体的に申し上げますと、まず、登記事項証明書で所有者確認を行い、あわせて、住民票、戸籍、固定資産税課税情報などを基に法定相続人を調査いたしまして、把握した相続人に対して空き家への対応を指導しているところでございます。

○小貫委員

法定相続人まではたどるのですけれども、今、指導とおっしゃいましたけれども、それでも、もう関係が薄い方にまでなってしまうと空き家がなかなか処理されないという状況というのは市内あちこちにあるわけです。

やはり、これまでの対応では、もう限界が今、来ているのではないかと思うわけですが、新たな対策というのが必要な時期に来ているのではないかと、何か新しい手だてを何か考えていないのか、お答えください。

○（建設）木村主幹

新しい手だてということでございますけれども、確かに促しても状況の改善が図られない場合というのは幾つもあるわけですが、指導も1回ということではなくて、まずは繰り返し文書を送るなどの対応が一つ考えられるのかということで、このほか、状況に応じてになりますけれども、文書だけではなくて臨戸訪問による指導や、例えば、所有者が病院に入院されて対応が難しいなどの場合も考えられますので、お子様に文書を送ったりなど対応を変えたり、様々な方法によって改善に向けて指導を行うということが考えられるのかということで考えております。

○小貫委員

ただ、多分、恐らくそれも相当やられて、皆さん努力されていると思うのです。ところが一番ネックなのは、しっかり相続人なり、誰か担当になる方が定まらないうち、お互いの親族間での行き来が下に行くとかかなり分かれてきますから、そういうところに対してどういう手だてを打っていくのかというのは、恐らく今言われた、さらに一歩先をこれから検討していく時期に来ているのではないかというふうに思います。それはぜひ考えておいていただき

たいと思います。

◎旧若竹小学校について

次に、旧若竹小学校の関係を話を移します。

平成24年度末で若竹小学校が閉校いたしました。その後、売却方針ということを決めて、平成30年に札幌市の建設会社に約54万円で売却されたわけですが、このとき旧若竹小学校の利活用についてはどのように行うということで売却されたのか、お答えください。

○（財政）契約管財課長

平成30年に売却しました旧若竹小学校の利用予定についてですが、売却先の会社からは高齢者住宅として利用したい旨の事業計画書の提出があったものでございます。

○小貫委員

そして、この旧若竹小学校は平成17年度にアスベストの対策工事を行っていきまして、売却に合わせて文部科学省に財産処分の承認というのを申請したわけですが、どのような理由で承認されたのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

財産処分内容についてですが、高齢者住宅として有償譲渡するという内容で申請し、承認されたものでございます。

○小貫委員

こちら高齢者住宅として活用するのだと。しかし、その後、約5年が経過しているわけですが、一向に建設の動きがないわけです。

この理由は何なのか、お答えください。

○（財政）契約管財課長

5年間動きがなかった理由についてですが、売却先の会社には進捗状況につきまして数回確認を取っていたところでございますが、動きがなかった理由についての詳細は不明でございます。

○小貫委員

質問する上で、先日、旧若竹小学校の登記簿を取り寄せたところ、市が売却した建設会社から今年10月に東京都の会社買い取っていたわけです。なぜこのような事態になったのか、分かる範囲でお答えください。

○（財政）契約管財課長

現在の所有者が物件を取得するに至った経過を説明いたしたいと思います。

本年3月に売却先の会社が自己破産を申請予定であるとの報道がありまして、4月に破産手続開始が決定されました。その後、破産管財人の弁護士から物件の売却依頼を受けた不動産仲介業者が仲介し、10月に現在の東京都の会社が所有権を取得したものでございます。

○小貫委員

弁護士から依頼を受けた不動産会社が取得したということは、その不動産会社が何か新たに計画を持っているというわけではないということよろしいですか。

○（財政）契約管財課長

現在の所有者につきましても、収益不動産の売買仲介業者であるというふうに向っておりますので、次の売却先を探していってというお話でしたので、今後の活用については、現段階ではまだ不明であります。

○小貫委員

それで、この間、管理されてこなかったわけですが、管理されていないことで市には苦情などは寄せられていないのか、この辺はいかがですか。

○（財政）契約管財課長

この間の苦情につきましてですが、令和3年8月に市長への手紙が届きまして、近隣の住民から落ち葉についての苦情がありました。そこで売却先の会社へ電話させていただきまして、対応について依頼したところでございます。

また、本年9月になりますが、小貫委員から隣地の家屋に樹木がかかりそうになっているというお話を伺いましたので、破産管財人と不動産の仲介業者に対応を依頼するとともに、昨日になりますが、現在の所有者にも対応を依頼したところでございます。

○小貫委員

活用がまだ決まっていないということです。当時の不動産鑑定書を見ますと、旧若竹小学校の評価額はゼロ円でした。建物を壊さなければいけないから土地の評価額よりもそちらが高くなるということで、それでも54万円として売ったのです。

ただ、心配なのは、今各地の閉校した学校は、これから売却というところが出てくるわけですが、高齢者住宅だということで多分、地域の皆さんにも当時、言ったと思うのです。だから、同じようなことが起きないように買った先がしっかり責任を持って活用できる、そういうところをやっていくように今後の手だてというのはどのようなことを考えているのかを聞いて終わります。

○（財政）契約管財課長

ほかの閉校した学校施設の売却等での対応ということにつきましては、売却の際には取得希望者から詳細な事業計画書及び工程表の提出を求め、内容を精査させていただくとともに、売却後には1年ごとに進捗状況を報告させるなど適切に状況を把握してまいりたいと考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○佐藤委員

◎小樽市パートナーシップ宣誓制度について

第3回定例会、厚生常任委員会の冒頭にも申し上げましたとおりですが、我が会派といたしましては、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽市をつくるために、性的少数者への方々へ配慮しながら政策を前に進める必要があると考えております。国においては、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法が成立いたしました。しかしながら、十分な議論が尽くされていない、根拠となる情報が乏しい場合などは中身の在り方について丁寧に議論し、ただしていく必要があると考え、質問いたします。

令和6年1月に施行となります小樽市パートナーシップ宣誓制度について、本市にお尋ねいたします。

本市では、市のホームページにて、10月2日から31日まで、小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）についてのパブリックコメントを募集しておりました。その際に添付されておりました（仮称）小樽市パートナーシップ宣誓制度に関する実施要綱（案）を拝見いたしました。

この要綱案の第1条に、制度の趣旨が記載されています。この要綱の趣旨は、「性的指向や性の自認が多様であることを理解し、ジェンダー平等の精神に則り、全ての市民の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることがで

きるまちの実現を目指すため、パートナーシップにある二人を公的に承認する制度を設け、その運用に関し必要な事項を定めるものとする。」とあります。

これを踏まえて本市にお尋ねいたします。パブリックコメントには、何件の御意見をいただいたのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

パブリックコメントに対しましては、3名の方から10件の御意見をいただいたものであります。

○佐藤委員

このパブリックコメントの中の一つに、小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）にパートナーシップに関する小樽市の見解、意見、また、本制度の定着と改善に関することを目的としたPDCA運営を記載するべきとの御意見がありましたが、本市の所見をお示してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

本制度については、目標値の設定などPDCAサイクルの設定が難しいものと考えておりますので、制度の運用に当たっては必要に応じ、国や道の動向、社会情勢等による見直しのほか、市民意識調査などによる定着度の調査の実施などを検討していくという見解としております。

○佐藤委員

また、この方は今後の予定に市民への周知徹底を望んでおります。第2回定例会、第3回定例会のいずれも厚生常任委員会で私は、世界で進んでいるLGBTQ+も含め、パートナーシップ制度は今までに経験したことがなく、さらにデリケートでセンシティブな制度なので、市民が誤解なく正しい理解ができるように慎重で丁寧な方法で準備していただきたい旨のお願いを続けてまいりました。

このパブリックコメントの一文を見ても、やはり正しく受け入れたい。小樽市民全体にパートナーシップ宣誓制度を周知することでこの制度を安全に施行できることを望み、さらに、市にそれを訴える誠実な市民の方がいらっしやると考えます。

また、言い換えると、小樽市民の皆様には、この制度が来月から施行されること、もっと言うならば、この制度の存在すら御存じない方も多いのではないかと考えられるのですが、本市の所見をお示してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

周知徹底につきましては、1月の広報おたるに制度について掲載し、周知を行う予定であります。

また、今後はリーフレットや市ホームページなどの活用により、周知、啓発に努めるとともに、この制度を通じて性的マイノリティーについて理解が進むような取組を行っていきたいと考えております。

○佐藤委員

1月の広報おたるに記載する具体的な内容や、あとリーフレットの記載内容、もしくは配布の方法、置いてある場所などをお聞かせいただけますでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

広報おたるに関しましては、このパートナーシップ宣誓制度を利用できる対象の方や宣誓の手続の流れ等について、広報おたるのページを使ってお知らせをする予定であります。

リーフレットにつきましては、これから作成に入りますので、内容等については今後、検討していくことになりますし、配布場所につきましても今後、効果的な周知に努められるよう検討していきたいと考えております。

○佐藤委員

広報おたるでは対象になる方ですとか要件、あと、制度の手続の流れというのは分かったのですが、実際にこの制度を利用することによって取得できる権利といったものについての記載というのはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

広報おたるの 1 月号には、宣誓をすることで利用できるようになる市の手続の主なものについても掲載をする予定であります。

○佐藤委員

結構、市の施設を使うことができるようになると思うのですけれども、主なものというところとざっくりだと思いのので、広報おたるだけでは紙面的にスペースが足りないような気がするのですけれども、広く皆さんにお分かりいただけるように工夫なさって、ぜひ周知してもらいたいと思うのです。

それにも関わることなのではございますけれども、また別の御意見で、今後、常時市民が条例と同程度に参照できる環境に掲載されるべきという御意見もありました。このことについて、本市の見解をお示してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

先ほどの広報おたるへの手続の掲載に関しましては、掲載するページに市のパートナーシップ宣誓制度に関するホームページへの二次元コードを掲載するなど、市民の方ができるだけ簡単に市のホームページにアクセスしていただき、より詳しい内容を確認できるようにする予定であります。

また、パブリックコメントでいただきました常時、市民が参照できる環境に掲載すべきという部分に関しましては、この文書自体が第 3 次小樽市男女共同参画基本計画内の基本方向 4 多様性を尊重する意識づくりに位置づけました施策（9）多様な性への理解促進におけるパートナーシップ制度の導入を制度化したものですので、この文書につきまして今後、市ホームページに掲載し、市民が閲覧できるようにしていきたいと考えております。

○佐藤委員

では、この小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）の第 3 条、宣誓対象者の要件についてお聞きしますが、双方が市内に住所を有していること。一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓日から 3 か月以内に市内に転入を予定していることと双方が小樽市内に居住することが条件のようになっております。他都市では、一方が市内に居住または 3 か月以内に転入予定であれば条件を満たすという自治体もあります。

道内で先行している他都市の要件はいかがなのか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

住所要件につきまして道内他都市の状況につきましては、現在、制度導入済みの道内 8 市におきまして、どちらか一方が住所を有する、または転入予定で条件を満たすという自治体が 7 市、双方が住所を有する、または転入予定で条件を満たす自治体については 1 市となっております。

○佐藤委員

それでは、本市がその要件を採択したという理由をお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

当制度につきましては、婚姻に相当する関係を認めることを目指すもので、結婚は日常生活において相互に責任を持って協力し合うことを約束した関係であることから、宣誓時は双方の市内在住等を要件としたものです。

なお、宣誓後に単身赴任等により市外に転出した場合は、宣誓は継続となるものです。

○佐藤委員

互いの人権を尊重し、日常生活において相互に責任を持って協力し合うことを約束ということであれば、一方が小樽市内でパートナーが市外にお住まいでも私は問題ないような気がいたします。

一方の方がやむを得ない状況で、どうしても市内に転入できないという方もいらっしゃるような気がします。小さな子供を抱えて働いていらっしゃる方にとっては、すぐに引っ越しということも難しく思いますし、また、介護を必要とする親族がいる方にとっても簡単に小樽市内に転入することは厳しいと思います。

この要件は、小樽市パートナーシップ宣誓制度に関する実施要綱の趣旨である、全ての市民の人権が尊重され、

誰もが自分らしく生きることができるまちに反しておりまして、非常に不平等に感じるのですが、本市のお考えはいかがでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

この制度を導入することで要綱の趣旨にあります、全ての市民の人権の尊重、誰もが自分らしく生きることができるまちを目指すとしているものですので、要件のみをもって不平等とは考えておりませんでした。委員からの質問、パブリックコメントでも不平等との御意見がありましたので、不平等とを感じる方もいると認識を新たにしましたものでございます。

○佐藤委員

私もパブリックコメントの本市の考えも読んだのですけれども、取りあえずやってみて、あとは後ほど変更みたいな感じにも受けられまして、このスタート時点というのはすごく大事なのにもう少し時間をかけて討議とかしたかったなというふうに思いました。

質問を変えます。小樽市男女共同参画推進市民会議に市民の方から寄せられたパブリックコメント、そして本市の考え、その他の資料を添付して下さったメールを私も12月7日に頂きました。お忙しい中、本当にありがとうございました。

先ほども少しお話が出ましたが、この御意見を求められておりました。12日までの回答だったのですが、意見調書は何通あったのでしょうか。また、その内容についてもお聞かせいただきたいと思います。

○(生活環境)男女共同参画課長

今回、市民会議委員の皆さんから、意見がある場合に提出を依頼しました意見調書について提出があったのは1通でございます。

その意見の内容につきましては、生活上の困り事の軽減や当事者の方々の暮らしやすい環境づくりにつなげるという趣旨に賛成です。困り感を抱いていた方々にとって住みやすい小樽市になることが必要だと感じますという意見と、要綱第7条に「生計を一にする未成年の実子又は養子」との記載がありますが、勘違いや思い込みを防ぐために未成年を18歳以下と具体的に明記したほうがよいのでは。また、第2項に発達段階に合わせた説明を行うとともに、当該子の意思を十分に尊重しなければならないというところは必須だと思いますという御意見をいただきました。

○佐藤委員

12月というのは、1年の中でも非常に忙しくて慌ただしい時期だと思います。市民会議委員の方々には有職者が多くて、1週間に満たない期間で頂いた資料をゆっくり目を通すことができなかつた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。また、目を通して御自分で調べたりですとか、考えたりする時間が足りなかつた方もいらっしゃるかもしれません。それに対しての本市の所見をお聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

今回、委員の皆さんにお送りした内容は、今年8月9日に開催しました小樽市男女共同参画推進市民会議におきましてお示しした内容に対し、10月に行ったパブリックコメントでいただいた御意見とそれに対する市の考え方についてを説明したものです。

また、パブリックコメントでいただいた御意見による内容の修正はなかったことから、今回の回答期限で意見募集を行ったものですが、そういった意味で一定程度の時間は確保したつもりですが、各委員の御都合によりましてはそのように感じた方もいたのではないかと考えております。

○佐藤委員

最後の質問になります。いただいたパブリックコメントの内容や御意見に対する本市の考えを、市民の皆様にお知らせいたしますでしょうか。されるのであれば、どのような方法なのか、お聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

パブリックコメントでいただいた御意見とそれに対する市の考え方につきましては、市のホームページに掲載し、周知を行う予定であります。

○佐藤委員

この制度が導入された以降、御相談を受けたときに市の職員の皆様や私たち議員が正しい判断ができて、適切な対応ができなければならないのではないかと私自身が強く感じております。

○松岩委員

◎小樽市パートナーシップ宣誓制度について

私からも同じく小樽市パートナーシップ宣誓制度について質問いたします。

まず、自民党会派といたしましては、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるために、性的少数者の方々への配慮もしながら政策を前に進める必要があると考えております。会派では、制度の趣旨には当然賛同するとともに待ち望んでいる性的少数者の方々が暮らしやすい環境を整備し、それに関する市民理解を促進させることは行政の重要な課題であると考えています。

しかしながら、本件については要綱として来年1月の実施に向けてこれまで進められてきたとのことですが、パブリックコメントや私どもに寄せられる多くの御意見を踏まえると、制度を待ち望んでいる方々が安心して利用してもらい、かつ制度を利用されない方にも差別や偏見なく理解が深まるような制度にしなければなりません。他都市の導入状況や課題なども研究し、もう少し時間をかけて慎重、丁寧に議会議論する必要があるのではないかと考えております。

そのような状況から、私の前に佐藤奈緒美委員も同じ項目をされましたが、私からも関連した質問を行います。

まず、制度の制定過程について、改めて実施の経緯についてお示ください。

○(生活環境)男女共同参画課長

制度実施の経緯につきましては、従来、制度の導入には社会全体の理解の浸透が不可欠との考えから、理解促進の啓発活動に努めてきましたが、令和3年11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において74.4%の方がLGBTという言葉を知り、49.5%の方が性的マイノリティーの人たちが暮らしやすい社会にするために必要な施策として、パートナーシップ制度の導入と回答したことから、一定程度の市民理解が進んでいると判断し、第3次小樽市男女共同参画基本計画の中にパートナーシップ制度の導入を位置づけ、令和6年1月の導入に向け、小樽市男女共同参画推進市民会議等での議論を踏まえ、取りまとめをしたものです。

○松岩委員

今お話しいただいた市民意識調査において、性的マイノリティーに関する質問は全体で何問中何問ありましたか。

また、問29の中身について説明してください。

○(生活環境)男女共同参画課長

市民意識調査の中で性的マイノリティーに関する質問は、全体で29問中2問となっております。

問29につきましては、「性的マイノリティー(LGBT等)の人たちが暮らしやすい社会にするため、どのような施策が必要だと思いますか。当てはまる番号を3つまで選んで記入してください。」①相談窓口の設置、②幼少期からの教育の充実、③講座やパンフレット等による啓発、④差別を禁止する法律や条例の制定、⑤パートナーシップ制度の導入、⑥トイレなど男女で区別されているものに対する配慮、⑦特に必要なものはない、⑧その他、⑨分からないとなっております。

○松岩委員

今お話しいただいたとおり、問29は非常に大まかな質問を聞いておりまして、具体的な中身については触れられ

ていません。それにもかかわらず、今回このアンケートの結果を基に市民理解が進んでいるというふうに理解したというふうに読み取るのは大変都合よく読み取っているのか、もしくは誤って読み取っているのではないかという声も届いておりますが、市の見解を確認します。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ制度につきましては、お送りした質問用紙の中で、パートナーシップ制度についての詳しい説明を選択項目の隣に囲みで別途記載をしていたため、その内容をある程度理解した上での回答と考えており、L G B Tの認知度が74.4%、その方々が暮らしやすい社会にするために必要な施策の割合がパートナーシップ制度の導入という答えが49.5%であったことから、市民理解が進んでいると解釈したものです。

○松岩委員

であれば差別を禁止する条例の制定の今後の進め方だとか、相談窓口の設置だとか、ほかの質問項目についても同様に、その注釈があってしかるべきだと思うのですが、なぜパートナーシップだけ注釈を入れたのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ制度につきましては、意識調査を実施した時点では現在よりも認知度が低い制度であると考えられたため、回答者の助けになるよう注釈を入れたものであります。

○松岩委員

アンケートを答えた方は幼少期からの教育の充実や差別を禁止する条例の制定、窓口の設置についても理解はされていて、パートナーシップ制度だけはきっと分からないだろうということで、注釈を入れたという理解でよろしいですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ制度については、当時は市民の中での理解度が低いものと判断し、パートナーシップ制度に関する注釈の説明を入れたものであります。

○松岩委員

ほかの項目については理解をしているという前提でアンケートをつくっているのですか。そこの答弁が漏れています。お願いします。

○（生活環境）男女共同参画課長

他の項目につきましては、その項目の文言が意図する意味については市民が理解していただけると判断し、そのような記載にしたものでございます。

○松岩委員

決してパートナーシップを反対しているから聞いているのではなくて、正しくアンケート結果が出なかったら、市の施策が誤った方向に行きかねないわけです。今の話もパートナーシップ制度、それは注釈があれば、それいいなということで丸を書く方もいらっしゃると思います。

でも、それが実は正しい市民理解でなかったりだとかすると、それに合わせた施策を展開しなければならないと思うのですが、アンケートの問29の取り方について、次の質問も併せて聞きますが、今回、問29は三つまでの複数回答でしたけれども、例えば選択肢の中から取り組む必要があるものを優先順に三つ選ぶなどの設問であれば、より正確な市民意見を把握することができたのではないかと考えられるのですが、問29を同列の複数回答とした理由もお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

複数回答を優先順ではなく同列の複数回答とした理由につきましては、性的マイノリティーの方が暮らしやすい社会にするため、何から取り組むべきかではなく、どういうところに施策を打ち出していく必要があるかを把握するための設問としたため、このような聞き方としたものです。

○松岩委員

これは市の実施する市民アンケート全般的に言えることなのですけれども、市の方向性に沿った意見を集約するために恣意的なアンケートがつくられていないかというふうに感じる方の意見が、私たちのところにも届いております。

今回のこの市民意識調査の質問項目というのは、何かそういったものを目的につくっているのか、それとも単に本当に広く市民がどのように思っているのかということを知るためにつくったのか、この質問項目はどのように誰がつくったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

この市民意識調査の質問項目に係る原案につきましては職員が作成し、その後、庁内会議や小樽市男女共同参画推進市民会議等に意見を聴き、確定させたものでございます。

市民意識調査については、性的マイノリティーに関する質問だけではなく、これまで過去に行ってきた市民意識調査や他の国、道などの調査も参考に作成したものでございます。

○松岩委員

市は、この制度を実現するために市民理解が進んでいるのか確認したいのかと思うのですが、であればパートナーシップ制度について賛否を問う項目をなぜ入れなかったのでしょうか。

他都市ではパートナーシップ制度の賛否はもちろんのこと、市の関連する取組や施策の評価、それから当事者であると答えた方に対して意見を聞いたりもしていますが、なぜこのような項目がなかったのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

この調査につきましては、LGBT、性的マイノリティーに対する認知度とその方々が暮らしやすい社会にするために必要な施策を調査するための設問であり、パートナーシップ制度の導入に向けて検討する必要があるのかを把握するために行ったものであったため、当制度の賛否に対する質問項目は入っていないものであります。

○松岩委員

問29の結果は全体では制度の導入が49.5%ということだったのですが、先ほどから申し上げてますとおり、幼少期からの教育の充実、差別を禁止する条例の制定、相談窓口の設置も同程度の数値で必要な施策として挙げられておりました。これらについても当然、同時並行に取り組みなければならないと考えます。

まず幼少期からの教育について、これは第3次男女共同参画基本計画にも掲げられておりますけれども、今後どのように進めるのでしょうか。子育てや教育部署との連携状況についても併せてお示しください。

○（生活環境）男女共同参画課長

これまでも議会で当制度導入に対する質問があったことや、生きづらさを感じながら生活を送っている性的マイノリティーの方の不安解消につなげていきたいと考えているため、まずは調査で割合の高かったパートナーシップ制度の導入に向けて取り組んでいるところであるため、現段階において関係部署との具体的な協議等は行っておりませんが、今後、他の自治体での取組などについても情報収集を行っていきたいと考えております。

○松岩委員

幼少期から教育の充実をしたほうがいいと答えた方は、全体で何%でしたか。

○（生活環境）男女共同参画課長

幼少期からの教育の充実についてを選択された方は、全体では47.0%となっております。

○松岩委員

パートナーシップ制度の導入が49.5%、2.5%しか違いませんが、なぜそんなに進捗に差があるのでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

先ほども答弁させていただきましたように、まずは一番回答の割合の高かったパートナーシップ制度の導入に向けて取組を行っているところであるため、他の施策につきましては今後の取組とさせていただきたいと考えているところでございます。

○松岩委員

制度の導入が例えば8割で、幼少期からの教育の充実が例えば47%とかであれば、突出して高いので優先してやろう、とてもよく分かりますけれども、たった数%しか変わらないのに、なぜそちらはそのような進捗になっているのでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

パートナーシップ制度の導入につきましては、先ほど答弁しました制度導入済みの8市に加え、道内他都市、また全国でも制度を導入する自治体が広がっていることから、小樽市でもまずこのアンケート結果も踏まえ、パートナーシップ制度の導入を先行して取り組むというような形で取り組んできているところでございます。

○松岩委員

十分アンケートでも幼少期からの教育の充実は高い数値が出ています。他都市ではやっていないのですか。

○(生活環境)男女共同参画課長

他都市での取組につきましては、今後、情報収集を行いながら本市での取組について検討していきたいと考えております。

○松岩委員

その答弁は信じられないです。ただ、次がありますのでどんどん行きますけれども、そのやり方ではアンケートに答えている方々の思いがしっかり反映できていないと思いますので、しっかりとやってください。

次に、同じく差別を禁止する条例の制定についても高い数値が出ておりますけれども、今後の進め方と議会に対して条例案がいつ頃に示される予定か、お示ください。

○(生活環境)男女共同参画課長

まずは当制度の浸透を図るとともに、性的マイノリティーへの理解を深めることが必要と考えております。

条例の制定については、必要性があると判断した際に検討を進めることとしております。

○松岩委員

差別を禁止する条例の制定については、全体の何%が回答されていますでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

差別を禁止する条例の制定につきましては、全体の45.9%の方が回答しております。

○松岩委員

これも先ほどと同じように高い数値が出ておまして、制度の導入と大差はございません。なのにもかかわらず、こちらも全く手がつけられていない状況です。何で手がつけられていないのでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

繰り返しの答弁になってしまいますが、まずはアンケートで一番数値の高かったことに加え、他都市で導入が進んでいるということも併せまして、まずパートナーシップ制度の導入について取組を進めているところでございます。

○松岩委員

次に、相談窓口の設置状況についてもお示しいただきたいと思います。

○(生活環境)男女共同参画課長

相談窓口の設置状況につきましては、男女共同参画課の女性相談室で性的マイノリティーに関する相談も受け付

けており、市ホームページに掲載しているLGBTに関するページにもその旨を記載しております。

また、当事者の方々との接点もございますので、当事者の団体などを通じ相談を受け付けることなども今後、想定しております。

○松岩委員

全体の30%がトイレなど男女で区別されているものに対する配慮という項目がありますが、市はこれについてどのように考え、今後、実施していくおつもりか、具体的にお示してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

性的マイノリティーの方のトイレに関する問題に対し、配慮は必要と考えております。男女別の指定をしない、いわゆるジェンダーフリートイレが一つの対策として考えられますが、レイアウトなど設置する際の基準の必要性などを検討する必要があると考えております。

また、函館市役所もこういったトイレの導入を既に行っているため、そういったものも参考に小樽市として何ができるかを考えていきたいと考えております。

○松岩委員

パートナーシップを導入することだけが先行していて、それ以外の市民が望むことに全く手がつけられていない、これから考えるということが取り急ぎ分かりました。

次に、パブリックコメントを踏まえた内容についてですが、まず条例と要綱の一般的な意味についてお聞かせください。

○（総務）浅井主幹

条例は、憲法第94条及び地方自治法第14条の規定に基づき、地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定します、いわゆる自治立法で、市民や法人に対して義務を課し、または市民等の権利を制限することができる法的拘束力を持つものであります。

一方、要綱は、法令や条例規則に定めのない事項について判断するための一般的な基準や法令等の規定の具体的な取扱い基準を定めるもの、ある事柄について行政指導を行うための一般的な基準を定めるものを言いますが、条例とは異なり法ではないので法的拘束力がありません。

○松岩委員

前回定例会の厚生常任委員会で、佐藤委員が条例としない理由を聞いたところ、庁内議論、男女共同参画推進市民会議等の議論の結果とのことでしたが、どのような議論や意見があったのか、具体的にお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

庁内会議や市民会議におきまして、要綱による制度の導入については特段、御意見等はなかったものです。

○松岩委員

特段意見がなくて要綱としたということですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

要綱として制度を導入したいというこちらの考えに対し、特段、反対の意見等はなかったものと考えております。

○松岩委員

こちらというのはどこですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

本市がパートナーシップ宣誓制度につきまして、要綱による制度の導入をすることについてということでございます。

○松岩委員

第3次小樽市男女共同参画基本計画の44ページに計画策定の体制というのがあります。ここで言う本市というの

はどこを指していますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

44ページの右上の行政という囲みにあります部分が、小樽市というふうに考えております。

○松岩委員

恐らくこの行政と書かれている中で、自然発生的に要綱にしようという話にはならなかったと思うのですが、条例がいいのか、要綱がいいのかというところの議論、もしくはそれがなかったというのであれば、要綱がいい、条例ではないほうが良いというような意見を最初に誰が提起したのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女共同参画課から要綱で制定を行いたいというような考えを示したものでございます。

○松岩委員

では、なぜ男女共同参画課は要綱が良いと思ったのでしょうか。条例ではなくて要綱と考えた理由をお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ宣誓制度は、あくまで宣誓者が婚姻に相当する関係であることを市が証明する制度で、法的な権利や義務が発生しないものであること。また、道内の他の8市についても、全て制度を要綱で定めていることも参考にしたほか、制度の運用後に柔軟に対応していく必要もあるため、要綱による制度としたものでございます。

○松岩委員

条例では、柔軟に対応できないという認識なのですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

条例と要綱を比較しますと、要綱のほうが柔軟に対応していきやすいものであると考えたところでございます。

○松岩委員

それから、先ほどの佐藤委員の住所要件の答弁を受けて、不平等という認識も持ったということなのですが、この柔軟に変えられると言っている要綱については、不平等という認識も持ちながら1月にこのままの内容で実施するのでしょ

○（生活環境）男女共同参画課長

うのか。この小樽市パートナーシップ宣誓制度が不平等であるということではなく、不平等であるという考えもあるというように今回事業所に対して気づきというか、意見があるということも認識したということでございます。

○松岩委員

つくったときは不平等な制度だとは思っていなかった。それはそうだと思います。ただ、今回意見、パブリックコメントが来て、不平等という認識を持つ市民の方がいるということが明らかになった。それを踏まえて柔軟に変えられると先ほどからおっしゃっている要綱、このまま不平等というふうな指摘がある懸念がある中でそのま

○（生活環境）男女共同参画課長

まいくのか、それとも変える予定があるのか、これから検討するのか、お聞かせください。

今回そういった御指摘もありましたので、今後どういった制度の内容が適切な内容であるのかについて検討し、今後の制度運営の中で検討していきたいと考えております。

○松岩委員

今後って1月にもう制度導入されるのです。それなのにもかかわらず、そういう懸念を残したままパートナーシップ制度を推進するという意味がよく分からないのですけれども、先ほどから言っているとおり、制度を利用される方も安心して利用していただかなければならない中で、そのような要綱を進めるということで本当によろしいのでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

今回の小樽市パートナーシップ宣誓制度が不平等なものであるとは考えておりません。ですので、1月からこの制度を開始することによって、今後、利用される当事者の御意見など、また、社会情勢等も含めまして、今後の制度運営の参考にしていきたいと考えております。

○松岩委員

先ほど道内他都市では1か所だけ住所要件を撤廃したというところがありますが、その都市はなぜ外したのでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

先ほど答弁しましたのは双方の住所要件を設けている市が1市で、一方のみでも要件を満たすとしているところが7市というふうにお答えしたものです。

○松岩委員

すみません。私が間違えました。小樽市が少ないほう、要は他都市はほとんど外しているということだったと思うのですが、なぜその少ないほうに合わせたのか、お聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

決して小樽市の制度として少ないほうに合わせたということではなく、婚姻に相当する関係を認めることを目指す制度でありまして、婚姻は日常生活において相互に責任を持って協力し合うことを約束した関係であることから、宣誓時には双方の市内在住等を要件としたものでございます。

○松岩委員

少ないほうに合わせたわけではないけれども、結果的に少ないほうに合ってしまった。この状況を踏まえて、柔軟に変えやすい要綱、1月からどういうふう to 実施するおつもりか、お聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

これから制度を運営していく中で、市民の理解ですとか、当事者の御意見なども参考にしながら、制度運営の参考にさせていただきたいと考えております。

○松岩委員

パブリックコメント3の(2)と4の意見の概要と市の考え方をお聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

パブリックコメント3の(2)と4の意見の概要と市の考えにつきましては、まず意見の概要については、本制度の定着と改善に関することを目的としたPDCA運営を条項として追記すべきであるというような御意見でありました。

これに対する市の考えとしまして、本制度については目標値の設定などをPDCAサイクルの設定が難しいものと考えており、制度の運用に当たっては必要に応じ、国や道の動向、社会情勢等による見直しのほか、市民意識調査による定着度の調査の実施などを検討していきたいと考えております。

○松岩委員

PDCAサイクルの設定が難しいとする理由を具体的にお聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

目標値の設定につきましては、例として申請者数の人数などを目標値とすることなどが考えられますが、これについてはどのぐらいの申請者数が適当であり、その数の大小についても判断が難しいことから、目標値の設定が困難なものと考えております。

○松岩委員

パブリックコメント10では住所要件の緩和に対して制度の見直しも含め、より充実したものとなるよう今後の運

営の参考とすると答えられています。

先ほど来の答弁からも今後、検討見直しをどんどんしていくということなのではけれども、PDCAサイクルの設定が難しいのに、これを今後どのようにより充実させていくつもりなのか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

制度の運用に当たりましては、利用しやすい制度となるよう当事者の意見を聞いたり、繰り返しになりますが、必要に応じ、国や道の動向、社会情勢等による見直しのほか、市民意識調査による定着度の調査の実施などを検討していきたいと考えております。

○松岩委員

要綱第16条の周知、啓発はどのように行うのか、具体的にお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

周知、啓発につきましてはリーフレットを作成し、配布を行うほか、市ホームページを活用した周知、啓発を行っていくものです。

また、リーフレットなどについても配布して終わりではなく、より効率的な配布をしていけるよう努めていきたいと考えております。

○松岩委員

先ほどの佐藤委員の質問でリーフレットはまだできていないということだったのですが、これは1月に制度実施するにもかかわらず、なぜリーフレットがまだできていないのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

リーフレットにつきましては、このパートナーシップ宣誓制度の内容も含め、性的マイノリティーに対する理解を増進するためのリーフレットを作成することを考えております。

制度の内容につきましては、チラシなどを作成して配布し、また、広報おたる1月号に掲載するほか、市ホームページにもパートナーシップ宣誓制度のページを設けていく予定でございます。

○松岩委員

リーフレットはいつできますか。また、チラシはいつできますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

リーフレットにつきましては、まだ具体的な日程は決まっておりませんが、今年度中に作成し、配布する予定で考えております。

また、チラシにつきましては、制度開始までに作成して、必要な場所に配置をできればと考えております。

○松岩委員

同じく事業者に対しては、何を周知、啓発するのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

事業者に対しましては、例として先ほどのジェンダーレストイレの問題なども含めまして、性的マイノリティーへの理解が増進するよう、また、パートナーシップを宣誓することにより夫婦と同様のサービスを受けられたりする配慮などについて、周知、啓発を行っていききたいと考えております。

○松岩委員

市内には数千の事業者がありますが、どのように周知していくのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

周知方法につきましては、今後、どのような方法がよいのかも含め、検討していきたいと考えております。

○松岩委員

最後に、議会議論についてですが、本年第1回定例会においてパートナーシップ制度推進事業費23万1,000円が予

算計上されまして、その後、庁内や市民会議で議論があったとのことですが、議会に要綱案が示されたのは3か月前の厚生常任委員会の報告です。その時点で議決の要らない要綱で定めることや制度の詳細、また、来年1月には実施することが既に決定しているということでした。

議会では、そこで初めて内容や制度の中身について知ったわけですが、確かに要綱であれば議決も議会議論も不要ではあります。しかし、この制度を利用する方にはもちろん安心して利用できるように、そして利用されない方には当然、性的マイノリティーの方々への理解を促す必要があります。制定に向けて一連のスケジュールで要綱案が示されてから議会議論の機会は少なく、議会軽視ではないかという声も会派に届いております。

実際のところ、要綱で定めるのだから議会議論は必要ないと考えられていたのでしょうか。この進め方についても本市の考えを伺いたいと思います。

○(生活環境)男女共同参画課長

昨年来、パートナーシップ制度自体については御議論をいただいております、先ほど委員が申されたように第3回定例会の厚生常任委員会で制度の考え方についてや10月にパブリックコメントを行うことなどについて、報告をさせていただきました。

また、今定例会の厚生常任委員会で制度の開始について報告をさせていただく予定です。

これらにつきましては、議決を要しない他の計画策定等のスケジュールなども参考に進めてまいりましたので、決して議会議論が不要と考えていたわけではないものでございます。

○松岩委員

このやり取りを踏まえても、生活環境部は1月に実施をするのでしょうか。パートナーシップ制度を導入すること、1月にやるということは早くやったほうがいいという点では、会派としても同意しています。

ただ、それに関する様々な事柄がまだ全く決まっていない。検討もいつやるのか、どういうふうになるのか全く示されない。そして、アンケートの読み方も非常に納得できないような読み方でした。ほかの制度の実施等も含めて総合的に考える必要があります。

最後に、生活環境部長に、これを1月に実施するのか、それとも、もう少し議論に時間を費やしてしっかりと安心して利用できるようなものと、多くの市民に理解納得いただける制度とするのか、その辺りの所感を伺って終わりとします。

○生活環境部長

パートナーシップ制度につきまして、いろいろと御指摘をいただいたというふうに思っております。

今回のこのパートナーシップ制度の導入についてはアンケート結果も踏まえてということではありますけれども、確かに委員おっしゃるとおり、幼少期からの教育の充実、差別を禁止する条例の制定も割合が非常に高くなっているということで、私どもとしては、この施策を否定しているわけでもなくて、今後やはり検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

ただ、この間の議会議論、それと他都市の状況などを踏まえますと、優先順位として、まずはパートナーシップ制度というのを導入させていただきたいと考えたところでございます。ほかのものの検討をしないということではなくて、まずはパートナーシップ制度の導入を考えているということで御理解をいただきたいと思います。

それと、要綱なので見直し自体は割としやすいということで、これまで御答弁させていただいておりますけれども、例えば、対象者の要件ということは今回パブリックコメントでも出ましたし、今御質問でもいただいているところではあるのですが、これはやはり、制度の根幹に関わるであろうというふうに思っていますので、もしこの見直しを行うとしますと、庁内議論からもう一度やり直しをして、市民会議にも再度諮ってパブリックコメントをということになると日数的にも相当時間がかかるということがございます。

私どもとしましては、いろいろ当事者の方からのお話も伺っている中では、やはり制度導入は望まれているとい

うところも伺っていますので、まずは、できるだけ早くこの制度導入をさせていただきたいということで、来年1月から制度を導入させていただくということについては御理解をいただきたいと思いますと思っています。

今回、御指摘いただいた内容、パブリックコメントの御指摘なども踏まえまして、これについては、改めて制度導入後、速やかに再度検討して、必要な手続を踏んだ上で見直しをするかどうかというところの判断をさせていただきたいというふうに思っておりますので、いろいろ御指摘いただきましたが、1月からの導入ということについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。